

神奈川県厚木愛甲地域
循環型社会形成推進地域計画

(第四次計画)

厚 木 市
愛 川 町
清 川 村
厚木愛甲環境施設組合

令和2年12月2日
令和3年7月30日変更
令和3年12月24日変更
令和4年11月25日変更

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	3
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	7
3	施策の内容	9
(1)	発生抑制・再使用の推進	9
(2)	処理体制	12
(3)	処理施設等の整備	15
(4)	施設整備に関する計画支援事業	16
(5)	その他の施策	17
4	計画のフォローアップと事後評価	18
(1)	計画のフォローアップ	18
(2)	事後評価及び計画の見直し	18

[添付書類]

様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 2

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：神奈川県厚木市、愛川町及び清川村

面積：199.36km²（平成30年10月1日現在）

人口：268,119人（平成30年10月1日現在）

（内訳）

市町村名	厚木市	愛川町	清川村	計
面積 (km ²)	93.84	34.28	71.24	199.36
人口 (人) ※1	225,204	39,772	3,143	268,119

※1 神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」による。

(2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とし、計画目標年度を令和8年度とする。また、令和8年度以降も引き続き施設整備事業を行うため、本計画を第4次計画とし、令和8年度～令和12年度の5年間を計画期間とする第5次計画を策定する予定である。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

厚木市、愛川町及び清川村（以下「構成市町村」という。）で構成される厚木愛甲地域は、神奈川県の中央部から北西部に位置し、総面積は199.36km²で、神奈川県全域の8.25%を占めている。

構成市町村のごみ焼却施設の状況をみると、厚木市環境センター（327t/日）は稼働後30年以上が経過し早急に新たな施設への更新が必要であり、清川クリーンセンター（10t/日）は平成9年度、愛川町美化プラント（56t/日）については平成24年度に休止し、可燃ごみの処理を厚木市に事務委託している。

また、粗大ごみ処理施設（破碎・資源選別）の状況をみると、厚木市環境センター（50t/日）及び愛川町美化プラント（15t/日）については、ごみ焼却施設と同様に稼働後30年以上が経過し早急に新たな施設への更新が必要である。清川村は粗大ごみの処理についても、厚木市に事務委託している。

なお、最終処分場については、構成市町村ともに搬入可能な施設を所有しておらず、県外の民間最終処分場において委託処理している。

このような共通の課題を持つ構成市町村は、平成10年3月に神奈川県が策定した「神奈川県ごみ処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）に基づき、平成16年4月に

厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）を設置し、一般廃棄物（ごみ）の共同処理に向け、厚木市に設置する中間処理施設（高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設）（以下「新たな中間処理施設」という。）の整備に向けて事業の推進を図っている。

これらの施設整備に当たって、ごみ焼却施設については高効率ごみ発電施設とし、積極的にエネルギーの回収を図る。

粗大ごみ処理施設については、資源物の回収を促進することによって、資源循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル処理システムの構築を図る。

このため、第1次計画及び第2次計画においては、新たな中間処理施設及び新たな最終処分場の基本構想や基本計画策定などに対する計画支援を受けている。また、第3次計画においては、新たな中間処理施設の施設基本設計策定や事業者選定に対する支援を受けている。

なお、施設稼働後の市町村と組合の役割分担としては、市町村がごみの発生抑制、収集・運搬、資源化及び住民の啓発活動を行い「3R」を実践し、組合では可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理並びに施設の維持管理を行う。

また、生活系及び事業系ごみに関しては、平成23年度との原単位比較で、生活系は11.6%減量したものの、事業系は5.7%増加していることから、その発生抑制、資源化の推進を図るため、指導、徹底を行う。

一方、公共用水域をみると、厚木愛甲地域には主要3河川（相模川、中津川、小鮎川）があり、中でも中津川は相模川の支流として最も水量が豊富であり水質も良好なため、漁業や農業用水に利用されている。これら公共用水域の保全を図るため、構成市町村において公共下水道の整備の促進、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進に努めるものとする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

神奈川県では、分権型社会における県と市町村の新たな関係を構築するため、県と市町村が共同して検討し、平成9年11月に取りまとめた「一般廃棄物広域処理指針」を踏まえ、ごみの減量化・資源化の推進による資源循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として策定した広域化計画の中で当該地域は、「厚木愛甲ブロック」として位置付けられ、広域化計画の計画期間満了後は「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、引き続きごみ処理広域化に取り組むこととなった。また、神奈川県では、平成31年3月に環境省から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」の通知を受け、ごみ処理施設の更なる広域化・集約化について検討をしている。

また、構成市町村は、ともにごみ処理における共通の課題を抱えていたことから、広域化計画策定以前に「厚木愛甲まちづくり研究会」を発足し、一般廃棄物の広域的処理

に関する研究を進め、平成15年12月に「厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画」（以下「広域化基本計画」という。）を策定した。この広域化基本計画に基づき、平成16年4月に組合を設置し、広域化の取組を更に明確にするため、平成20年3月に「厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画」を策定し、地域内行政区域を処理区域とし、1施設に統合して新たな中間処理施設を整備する計画としている。現在、令和7年度の稼働に向け、新たな中間処理施設の整備を進めている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また、認定プラスチック使用製品を使用するようごみカレンダーやポスター等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

プラスチック資源は当面の間可燃ごみとして焼却処理による熱回収エネルギーの利用を図っていくが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら、分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

厚木愛甲地域の平成30年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図1のとおりである。

なお、ごみ焼却施設の熱回収の現状は、稼働している施設のうち、厚木市環境センターでは、発電（平成30年度実績：8,718MWh）と温水を場内及び場外で利用している。

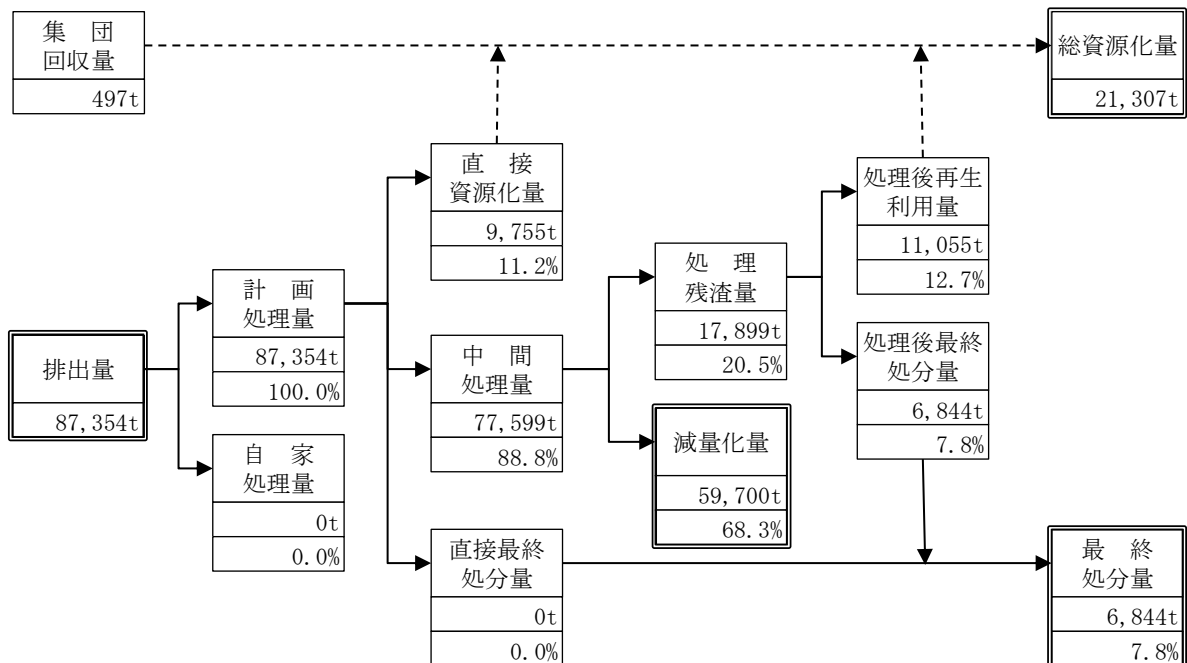
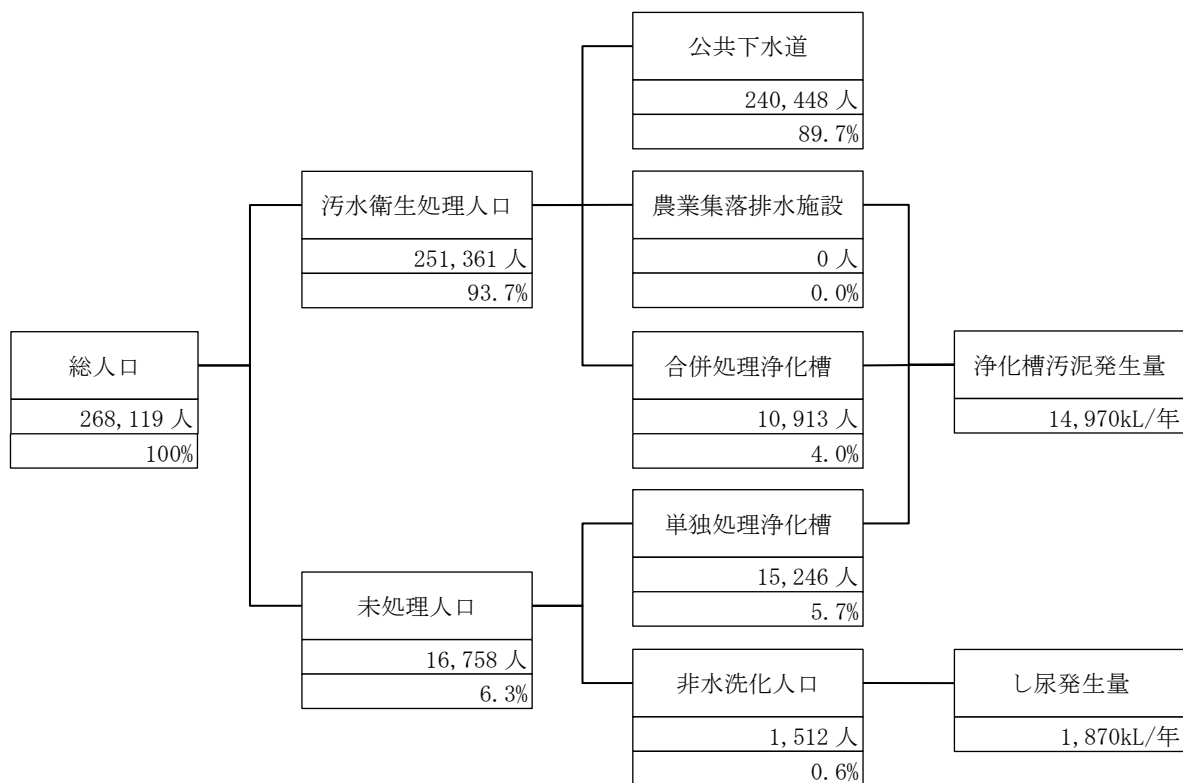


図1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成30年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成30年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥の排出量は図2のとおりである。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

図2 生活排水の処理状況フロー（平成30年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (平成30年度)	目 標 (割合 ^{※1}) (令和8年度)
排出量	事業系 総排出量	21,355 トン	16,955 トン (-20.6%)
	1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.86 トン/事業所	1.48 トン/事業所 (-20.4%)
	生活系 総排出量	65,999 トン	64,310 トン (-2.6%)
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	166.89 Kg/人	150.53 Kg/人 (-9.8%)
合計	事業系生活系排出量	87,354 トン	81,265 トン (-7.0%)
再生利用量	直接資源化量	9,755 トン(11.2%)	18,401 トン (22.6%)
	総資源化量	21,307 トン(24.3%)	29,975 トン (36.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	8,718 MWh 302 GJ	24,153 MWh 52,922 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	6,844 トン (7.8%)	0 トン (0.0%)

※1 排出量は現状に対する割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

(用語の定義)

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

注1) 1事業所当たりの排出量の単位は、t/年・事業所数である。

表1 補足 市町村ごとの減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合) (平成30年度)	目 標 (割合) (令和8年度)
厚木市	事業系 総排出量	19,323 トン	14,827 トン (-23.3%)
	1 事業所当たりの排出量	2.00 トン/事業所	1.52 トン/事業所 (-23.8%)
	生活系 総排出量	54,459 トン	53,283 トン (-2.2%)
	1 人当たりの排出量	163.12 Kg/人	143.24 Kg/人 (-12.2%)
	合計 事業系生活系排出量	73,782 トン	68,110 トン (-7.7%)
	直接資源化量	8,346 トン(11.3%)	15,988 トン (23.5%)
	総資源化量	17,835 トン(24.2%)	25,554 トン (37.5%)
	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量) ※令和7年12月以降は厚木愛甲環境施設組合でエネルギー回収を行う。	8,718 MWh 302 GJ	0 MWh 0 GJ (-100.0%)
埋立最終処分量	5,547 トン (7.5%)	0 トン (0.0%)	
愛川町	事業系 総排出量※ ¹	1,873 トン	1,988 トン (6.1%)
	1 事業所当たりの排出量※ ¹	1.15 トン/事業所	1.25 トン/事業所 (9.0%)
	生活系 総排出量	10,722 トン	10,260 トン (-4.3%)
	1 人当たりの排出量	187.14 Kg/人	192.96 Kg/人 (3.1%)
	合計 事業系生活系排出量	12,595 トン	12,248 トン (-2.8%)
	直接資源化量	1,274 トン(10.1%)	2,177 トン (17.8%)
	総資源化量	3,207 トン(24.5%)	4,078 トン (31.9%)
	埋立最終処分量	1,215 トン (9.6%)	0 トン (0.0%)
清川村	事業系 総排出量	159 トン	140 トン (-11.7%)
	1 事業所当たりの排出量	1.14 トン/事業所	0.99 トン/事業所 (-13.4%)
	生活系 総排出量	818 トン	767 トン (-6.3%)
	1 人当たりの排出量	180.72 Kg/人	153.95 Kg/人 (-14.8%)
	合計 事業系生活系排出量	977 トン	907 トン (-7.2%)
	直接資源化量	135 トン(13.8%)	236 トン (26.0%)
	総資源化量	265 トン(27.1%)	343 トン (37.8%)
	埋立最終処分量	82 トン (8.4%)	0 トン (0.0%)

※1 大型物流施設及び福祉施設等の進出予定に伴い、町内のごみの排出量が増加することが見込まれるため。

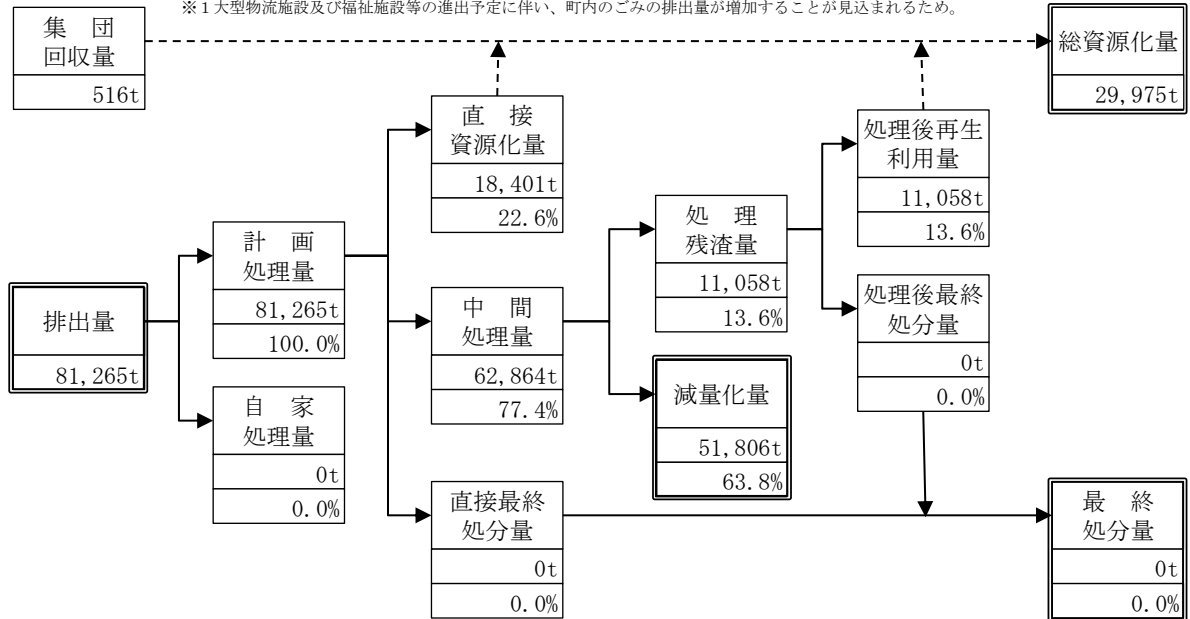


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和8年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、下水道区域の拡張と接続率の向上並びに合併処理浄化槽の普及促進を図るものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		現状（平成30年度）		目標（令和8年度）	
処理形態別人口	公共下水道	240,448	人 (89.7%)	250,217	人 (93.2%)
	農業集落排水施設	0	人 (0.0%)	0	人 (0.0%)
	合併処理浄化槽	10,913	人 (4.0%)	12,483	人 (4.6%)
	未処理人口	16,758	人 (6.3%)	5,908	人 (2.2%)
	合計	268,119	人	268,608	人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,870	キロリットル	1,298	キロリットル
	浄化槽汚泥量	14,970	キロリットル	12,931	キロリットル
	合計	16,840	キロリットル	14,229	キロリットル

表2補足 市町村ごとの生活排水処理に関する現状と目標

		現状（平成30年度）		目標（令和8年度）		
厚木市	処理形態別人口	公共下水道	201,984	人 (89.7%)	211,830	人 (93.4%)
		農業集落排水施設	0	人 (0.0%)	0	人 (0.0%)
		合併処理浄化槽	9,195	人 (4.1%)	9,182	人 (4.1%)
		未処理人口	14,025	人 (6.2%)	5,666	人 (2.5%)
		合計	225,204	人	226,678	人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,514	キロリットル	1,230	キロリットル	
	浄化槽汚泥量	11,366	キロリットル	8,010	キロリットル	
	合計	12,880	キロリットル	9,240	キロリットル	
愛川町	処理形態別人口	公共下水道	35,524	人 (89.3%)	35,239	人 (91.0%)
		農業集落排水施設	0	人 (0.0%)	0	人 (0.0%)
		合併処理浄化槽	1,646	人 (4.1%)	3,246	人 (8.4%)
		未処理人口	2,602	人 (6.6%)	239	人 (0.6%)
		合計	39,772	人	38,724	人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	322	キロリットル	32	キロリットル	
	浄化槽汚泥量	3,438	キロリットル	4,733	キロリットル	
	合計	3,760	キロリットル	4,765	キロリットル	
清川村	処理形態別人口	公共下水道	2,940	人 (93.5%)	3,148	人 (98.2%)
		農業集落排水施設	0	人 (0.0%)	0	人 (0.0%)
		合併処理浄化槽	72	人 (2.3%)	55	人 (1.7%)
		未処理人口	131	人 (4.2%)	3	人 (0.1%)
		合計	3,143	人	3,206	人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	34	キロリットル	36	キロリットル	
	浄化槽汚泥量	166	キロリットル	188	キロリットル	
	合計	200	キロリットル	224	キロリットル	



図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和8年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア 有料化

事業系ごみの施設への搬入に係る処理手数料については、構成市町村において、それぞれ条例で定めている。

また、粗大ごみの処理手数料については厚木市では、令和3年4月から厚木市環境センターへ持ち込む場合の手数を改定した。愛川町では、愛川町美化プラントへ持ち込む場合と戸別収集する場合、それぞれにおいて料金を徴収しているが、令和3年10月から持ち込み手数料の改定及び大型粗大ごみの新設を行う。

また、構成市町村では、ごみの減量化を図るとともに、ごみ発生抑制の一層の促進を図るため、排出量に応じた負担の公平性や住民の意識改革を進め、地域の実情を踏まえながらごみ有料化の導入を引き続き検討する。

イ 環境教育・普及啓発・助成

構成市町村では、ごみ対策協議会等を設置し、減量化・資源化に関する講習会等を開催するとともに、行政職員による出前講座の開催、転入者や一時的な居住者へ情報提供や周知等を行いごみ処理に関する普及啓発に取り組んでいる。

また、教育委員会、NPOなどと連携し、小・中学校を対象とした環境教育や体験学習のカリキュラムの作成を検討するとともに、ごみ問題・環境問題をテーマにした学習会の開催、施設見学会の開催、ごみ処理量や経費に関する情報公開などを広報紙やホームページ、パンフレットなどで行っている。

なお、組合でもホームページや構成市町村の広報紙を活用するとともに、事業報告会を実施するなど、情報公開や普及啓発を行っている。

さらに、ごみ減量化を推進するために現在実施している集団回収やマイボトル、マイ食器等の利用促進、生ごみ処理機等の利用促進を図るとともに不用品交換、バザー、フリーマーケットの開催情報など取り組みやすい情報の提供を行う。

ウ レジ袋対策

厚木市と厚木市ごみ対策協議会では、レジ袋の使用を抑制するため、市民にマイバッグの持参を奨励している。

愛川町では、イベント時やホームページ等を利用して、レジ袋などの不要な包装の辞退やマイバッグ持参の啓発に努めている。

清川村では、令和2年度にオリジナルのエコバッグを配布する等、レジ袋や過剰包装の削減に努めている。

エ 紙類削減の取組強化

厚木市では、可燃ごみ中の紙類削減の取組強化を図るための施策として、紙ごみゼロ運動を実施している。

紙類削減のための実施事業は次のとおりである。

◆ 紙ごみゼロ運動啓発事業

紙ごみゼロ運動の普及促進を図ることを目的に、イベント等において啓発チラシや紙資源物回収箱を配布している。

◆ 個人情報紙資源回収事業

氏名や住所などの個人情報が記載されていることにより資源の日に排出することができない個人情報紙の資源化を目的として、地区市民センターなどにシュレッダーを設置し、資源として回収している。

さらに、厚木市は、「生ごみダイエットと雑がみの資源化で、1人1日★卵1個分★の減量を目指そう!!」のキャッチフレーズで、雑紙の資源化の推進を図っている。

なお、平成21年度からは、紙類についてもごみ集積所での回収とし、資源化の向上に努めている。

また、愛川町では、地域の紙類資源化の取組として、各地域の公園などに設置されている「紙類再資源化収納庫」による集団資源回収を実施しているほか、平成18年度から紙類のステーション回収を開始し、さらに令和元年度には雑古紙回収袋を配布するなど資源化の向上に努めている。

なお、清川村では、平成15年度に雑紙（ミックスペーパー）の紙袋によるごみ集積所での回収を開始した。

さらに、構成市町村では、今後も紙類削減を図るため、チラシの配布、戸別訪問などの啓発活動による分別の徹底、紙資源物の回収の促進を図る。

オ 厨芥類削減の取組強化

構成市町村では、可燃ごみ中の厨芥類削減の取組強化を図るため、講習会の開催など、厨芥類のリサイクルを推進する。また、削減の取組を家庭の台所から始めてもらうため、食品の計画購入、エコクッキングや食べ残しを極力減らすことなどにより、生ごみそのものを減らすとともに、生ごみが多くの水分を含んでいることから、水切り、乾燥などの積極的な取組を広報紙、ホームページ及びチラシの戸別配布などによって啓発する。

厚木市では、生ごみの減量化を推進するために、平成30年度から厚木キエーロの購入費補助制度を開始し、令和2年1月から補助対象を生ごみ処理機全般へ拡大した。

さらに、平成23年1月より家庭から排出される廃食用油（てんぷら油など）の資

源回収を行い、家畜用の飼料、インク、塗料、石鹼などに資源化している。

愛川町では、生ごみ処理機などの購入者に、購入費の一部の助成を行っている。
また、平成24年10月から廃食用油の資源回収を開始した。

清川村では、平成24年4月より家庭から排出される廃食用油（てんぷら油など）の資源回収を開始した。

カ せん定枝の資源化の推進

厚木市では、家庭から出るせん定枝等を資源としてリサイクルするために、無料で戸別回収を行っており、回収後は、資源化施設でたい肥化している。

愛川町では、平成24年10月からせん定枝等のステーション回収を行い、リサイクルしている。

清川村では、平成22年7月からせん定枝の収集を月2回に増やした。また、平成18年度からせん定枝破砕機を利用し希望者に対するせん定枝チップ化処理を行っている。

今後も、構成市町村においてせん定枝の排出抑制、資源化の取組強化を図る。

キ ごみ削減を推進するためのシステムづくり

構成市町村では添付資料3に示すように、分別区分はおおむね統一されているが、細部の品目に相違があることから、必要に応じて分別区分の見直しを図るとともに、次の項目を協議し、ごみ削減のシステムづくりを推進する。

◆ 新たな資源回収品目の設定

ごみの削減を推進するため、新たな資源回収品目を設定する。

◆ 「資源の日」の拡充

資源収集日の増加を図り、資源ごみの出しやすい環境づくりに努める。

◆ ごみ集積所における資源収集方法の研究

ごみ集積所における資源収集方法の研究をし、減量化・資源化がしやすい環境づくりに努める。

◆ 地域の拠点を中心とした取組体制

公民館、集会所、公共施設及び支所等の活用を図り、地域住民、ボランティア、NPOと連携し、地域に根ざしたきめ細かなごみ削減の取組体制を整備し、地域の実情に合ったごみ削減の取組を展開する。

◆ 環境美化活動の推進

地域・団体等と協働し、環境美化の情報提供や清掃等の活動を実施し、環境美化と意識の高揚を図る。

ク ごみ分別の推進

ごみ・資源物の出し方の手引きや収集カレンダーに従い、分別を徹底するように

ホームページやイベント、各種団体等と連携して啓発活動を行い、ごみの分別徹底による資源化を更に促進する。

ケ 生活排水対策

良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止から、家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、下水道の整備及び接続の促進、また、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図る。

なお、啓発活動としては、水辺の見学会、学習会、講習会などを行い、下水道及び合併処理浄化槽を利用することによる環境保全や発生源における水質保全対策について、広く情報の提供を行う。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

現状では、構成市町村所有の施設のうち清川クリーンセンターは、平成9年1月に厚生省から「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」の通知を受け、実態調査の結果を踏まえ平成9年5月に休止し、可燃ごみを厚木市へ委託処理することになった。同様に、粗大ごみについても、平成11年11月から厚木市へ委託処理を行うとともに、平成15年3月から西ヶ谷戸最終処分場への搬入を停止した。なお、休止していた清川クリーンセンターの焼却施設等を平成29年度に解体し、その跡地に資源ごみ等のストックヤードとして清川村リサイクルセンターを平成30年度に整備した。

また、愛川町美化プラントは、新たなごみ中間処理施設稼働までの過渡期の対応として、清川村と同様に、平成25年度から厚木市へ委託処理することとなった。

厚木市のごみ処理施設については、稼働後30年以上が経過している。

以上のことから、今後の構成市町村のごみ処理については、市町村と組合の役割を明確にし、市町村においてはごみの発生抑制、収集・運搬、資源ごみの資源化及び住民の啓発活動を行い、一方組合では新たな中間処理施設の整備、運営を行うものとする。

なお、新たな中間処理施設は令和7年度の稼働開始を目標とし、処理された後に残る不燃残渣及び焼却残渣は、全量資源化を図るものとする。

イ 事業系ごみ処理体制の現状と今後

厚木市では、多量排出事業者（年間36 t以上の事業系一般廃棄物を搬入する事業者）に該当する事業者に対し、廃棄物の減量化、資源化を推進するため、事業所等から排出される一般廃棄物の種類、量、処理方法などについて、前年度実績と当年度の

計画を記載した「事業系一般廃棄物減量化・資源化等処理計画書」の提出を義務付けている。また、厚木市環境センターに持ち込まれる事業系ごみの中に、再生可能な紙類が多く含まれているため、きちんと分別して排出することについて周知・啓発を行うことで紙類のリサイクルを推進している。さらに、市内全域の事業者に対して、事業系ごみの不適正排出に関する訪問指導等を随時実施している。

愛川町では、事業系ごみの排出量が微増傾向を示しているため、平成30年度に事業系ごみ適正処理ガイドブックを作成し、減量化・資源化を促進するとともに、不適正排出事業者に対し、指導等を行っている。

清川村では、事業系可燃ごみの適正処理を推進するため、平成21年10月から事業系可燃ごみは、有料で処理を行っている。また、事業系の資源ごみは、生活系資源ごみと同時に収集を行っている。

構成市町村は、引き続き事業者に対し、減量化・資源化について徹底するよう啓発活動を推進するとともに、商品の包装の簡素化や容器等の資源物等の店頭回収の取組を推進する。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では、産業廃棄物の処理は実施していない。また、今後とも実施しない方針である。

表3 厚木愛甲地域各市町村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成30年度)												
分別区分	厚木市				愛川町				清川村			
	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)		処理方法	処理施設等	処理実績(トン)		処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	
もえるごみ	焼却(熱回収)	発電・余熱利用	厚木市環境センター	34,878	焼却(熱回収)	発電・余熱利用	厚木市環境センター	6,846	焼却(熱回収)	発電・余熱利用	厚木市環境センター	505
不燃資源物												
金物類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス類、陶器類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粗大ごみ	破砕・選別	リサイクル 焼却	厚木市環境センター	1,746	破砕・選別	焼却 埋立	愛川町美化プラント	766	破砕・選別	リサイクル 焼却	厚木市環境センター	63
資源ごみ				17,835				3,110				250
紙類			直接資源化	7,127			直接資源化	864			直接資源化	99
布類			"	1,007			"	243			"	9
缶類			厚木市資源化センター	1,043			愛川町美化プラント	127			"	15
びん類			"	1,951			"	228			清川村リサイクルセンター	26
PETボトル	リサイクル		"	842	リサイクル		"	166	リサイクル		直接資源化	11
容器法プラ			直接資源化	2,188			直接資源化	402			"	28
廃食用油			厚木市資源化センター	42			愛川町美化プラント	1			清川村リサイクルセンター	1
剪定枝			直接資源化	3,424			直接資源化	656			直接資源化	53
その他			その他	211			その他	423			その他	8

今後(令和5年度)												
分別区分	厚木市				愛川町				清川村			
	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)		処理方法	処理施設等	処理実績(トン)		処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	
もえるごみ	焼却(熱回収)	発電・余熱利用	ごみ中間処理施設	30,530	焼却(熱回収)	発電・余熱利用	ごみ中間処理施設	6,774	焼却(熱回収)	発電・余熱利用	ごみ中間処理施設	476
プラスチック資源	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃資源物												
金物類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス類、陶器類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粗大ごみ	破砕・選別	リサイクル 焼却	ごみ中間処理施設	1,655	破砕・選別	リサイクル 焼却	ごみ中間処理施設	698	破砕・選別	リサイクル 焼却	ごみ中間処理施設	16
資源				21,098				2,788				273
紙類			直接資源化	7,980			直接資源化	781			直接資源化	110
布類			"	1,189			"	213			"	11
缶類			厚木市資源化センター	1,747			愛川町美化プラント	118			"	31
びん類			"	1,979			"	233			清川村リサイクルセンター	26
PETボトル	リサイクル		"	970	リサイクル		"	137	リサイクル		直接資源化	9
容器法プラ			直接資源化	2,449			直接資源化	340			"	25
廃食用油			厚木市資源化センター	45			愛川町美化プラント	1			清川村リサイクルセンター	1
剪定枝			直接資源化	4,341			直接資源化	595			直接資源化	50
その他			その他	398			その他	370			その他	10

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、構成市町村ごとに公共下水道の整備の促進、下水道計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、厚木市が厚木市衛生プラントで、愛川町は愛川町衛生プラントで処理を行っている。清川村は昭和58年からし尿等の処理を厚木市衛生プラントで委託処理を行っている。

また、し尿等の処理における残渣については、中間処理施設において焼却処理を行うとともにリサイクルについても調査・研究を進める。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

令和7年度までは、厚木市環境センターを使用するため、必要な設備改良を厚木市で行うものとする。

清川村では休止している清川クリーンセンターの焼却施設等を平成29年度に解体し、その跡地に資源ごみ等のストックヤードとして清川村リサイクルセンターを平成30年度に整備した。

「(2)処理体制」で処理を行うため表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 (施設名)	事業名	規模	設 予 定 地	事業期間 (全体事業 期間)	国土強 靱化
1	高効率ごみ発電施設 (（仮称）厚木愛甲地域 ごみ中間処理施設)	ごみ中間処理施設整備 事業（高効率ごみ発電 施設整備)	226t/日	厚木市 金田地内	R3～R7 (R2～R7)	—
2	マテリアルリサイク ル推進施設 (（仮称）厚木愛甲地域 ごみ中間処理施設)	ごみ中間処理施設整備 事業（マテリアルリサ イクル推進施設整備)	12t/日	厚木市 金田地内	R3～R7 (R2～R7)	—

(整備理由)

事業番号1：老朽化した施設の整備を広域化で行うとともに、エネルギー回収率を上げ、温室効果ガスの削減に努める。

事業番号2：老朽化した施設の整備を広域化で行い、資源回収を進めることにより循環型社会の形成に努める。

イ 合併処理浄化槽の整備

① 厚木市

厚木市の合併処理浄化槽の普及促進については、表5-1のとおり行う。

表5-1 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成30年 度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱 化
浄化槽設置整備事業	2,503	370	2,327	R3～R7	—
公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0		—
その他地方単独事業	0	0	0		—
合計	2,503	370	2,327		

② 愛川町

愛川町の合併処理浄化槽の普及促進については、表5-2のとおり行う。

表5-2 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成30年 度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱 化
浄化槽設置整備事業	470	23	153	R3～R7	—
公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0		—
その他地方単独事業	0	0	0		—
合計	470	23	153		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間 (全体事業 期間)
1	ごみ中間処理施設整備に係る整備運営事業者 選定支援等業務(高効率ごみ発電施設整備)	要求水準書等作成、 事業者選定支援	R3 (R2～R3)
2	ごみ中間処理施設整備に係る整備運営事業者 選定支援等業務(マテリアルリサイクル推進 施設整備)	要求水準書等作成、 事業者選定支援	R3 (R2～R3)

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成するため、次の施策を実施する。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

なお、愛川町では、平成26年度から使用済小型家電のステーション回収を実施している。

イ 不法投棄対策

厚木市では、良好な生活環境を確保するため、不法投棄物の早期撤去を図っている。

また、県と関係機関による合同パトロールや、市職員等によるパトロール活動、民間警備会社による夜間警備、市民や郵便局員等による情報提供を実施するとともに、多発箇所には不法投棄防止看板や不法投棄監視カメラを設置するなど未然防止に努めている。

なお、投棄物中に証拠品が発見された場合は、警察と協力して投棄者の摘発に努めている。今後とも、こうした施策を推進していく。

◆ 不法投棄監視活動・清掃活動

市内多発箇所等における不法投棄の未然防止及び投棄物の早期処理を図り、不法投棄のされにくい環境を創出するため、市職員等によりパトロールを実施している。

◆ 不法投棄夜間警備

市内多発箇所等における不法投棄の未然防止及び早期対処を図ることを目的に、民間警備会社により警備を実施している。

◆ 不法投棄監視カメラの設置

市職員等による定期的な監視活動や民間警備会社による夜間警備など防止対策を実施しているが、人目につかない場所へ時間帯を問わず投棄されるため、不法投棄の監視強化のため監視カメラを設置している。

愛川町では、廃棄物不法投棄情報提供報奨金制度を設けているほか、監視カメラの設置や不法投棄監視パトロールを実施するなど、引き続き不法投棄対策を推進していく。

清川村では、県との不法投棄合同パトロールを実施し、多発箇所には不法投棄防止看板を設置するなど未然防止に努めている。

なお、投棄物中に証拠品が発見された場合は、警察と協力して投棄者の摘発に努めている。今後とも、こうした施策を推進していく。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

厚木市では、災害時における廃棄物の収集、運搬、処分等に係る業務に関し、被災地域の環境衛生の保全を図ることを目的に、厚木市廃棄物処理業協同組合及び協同組合厚木市資源再生センターとの三者間協定を締結している。

また、ブロック内においては、災害時の一般廃棄物及び災害により発生する廃棄物について収集・運搬、処理・処分が迅速に行えるよう、災害時の仮置き場の候補地を検討するなど災害時の相互協力に備えるとともに、神奈川県、近隣自治体との連携を図りながら対策を講じていく。

構成市町村で地域防災計画や災害廃棄物処理計画等を整備し、災害時の仮置き場の候補地については、厚木市では「厚木市地域防災計画」、清川村では「清川村地域防災計画」において仮置き場を定めている。なお、愛川町では、次に示す候補地の周辺状況を考慮しながら仮置き場の位置を検討する。

- ・ 状況により一時的に交通の障害にならない場所
- ・ 神奈川県・町有空地

さらに、新たな中間処理施設の整備に当たっては、災害廃棄物の処理を見込んだ焼却能力を持たせるとともに、災害時における災害廃棄物の一時保管場所（可燃物）としての機能を持たせ、構成市町村において災害廃棄物の分別を行った後に、災害廃棄物（可燃物）を搬入することとする。

エ 高齢社会等に対応した収集

構成市町村では、超高齢社会に対応するため、ごみを出すことが困難な高齢者や障がい者などを対象とした収集方法・体制を検討する。

なお、愛川町では、自らごみを出すことが困難な高齢者世帯等を対象に、見守りを兼ねて戸別に収集する「ふれあい戸別収集」を平成29年8月から実施している。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

構成市町村及び組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

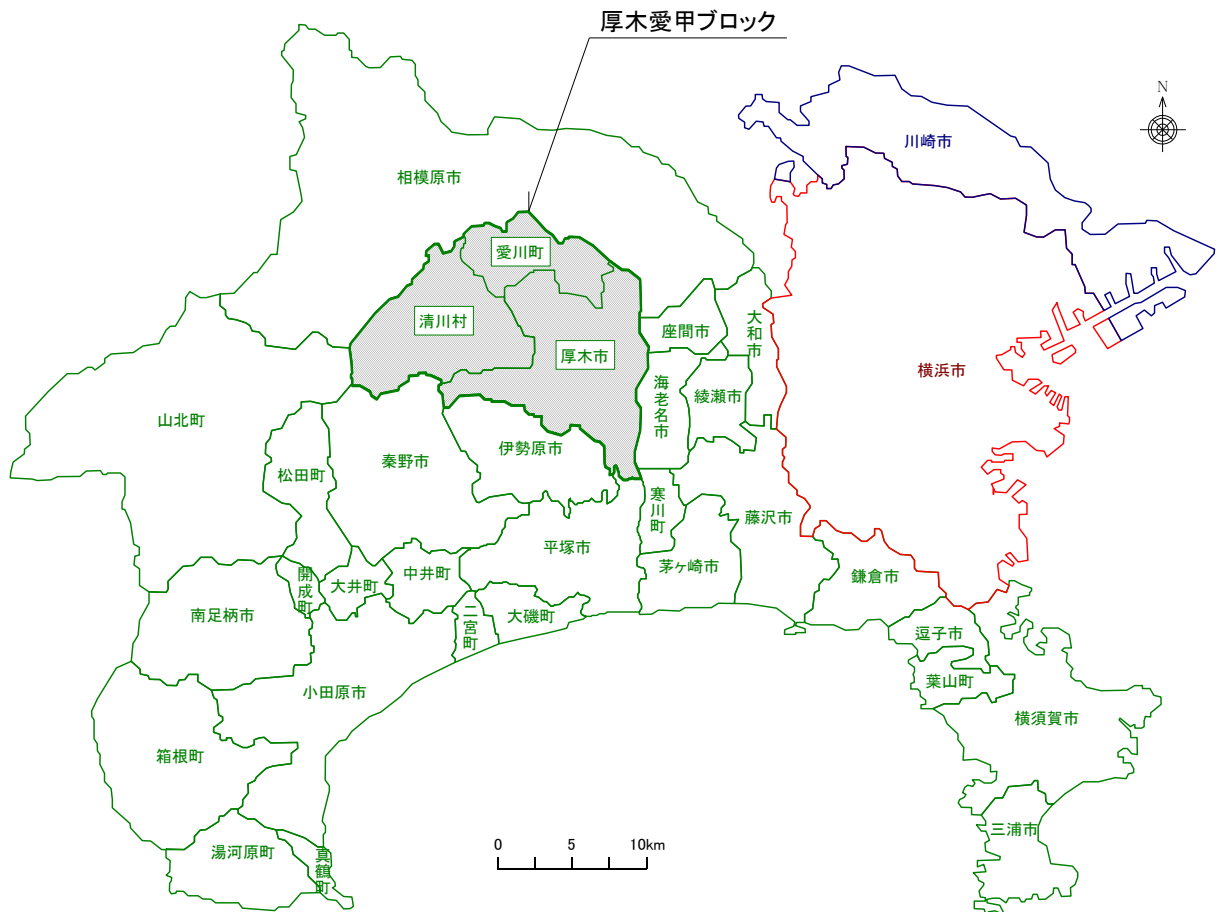
第4次計画期間の最終年度において、計画の進捗状況を把握し、その結果が取りまとまった時点で、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を第5次計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付書類一覧

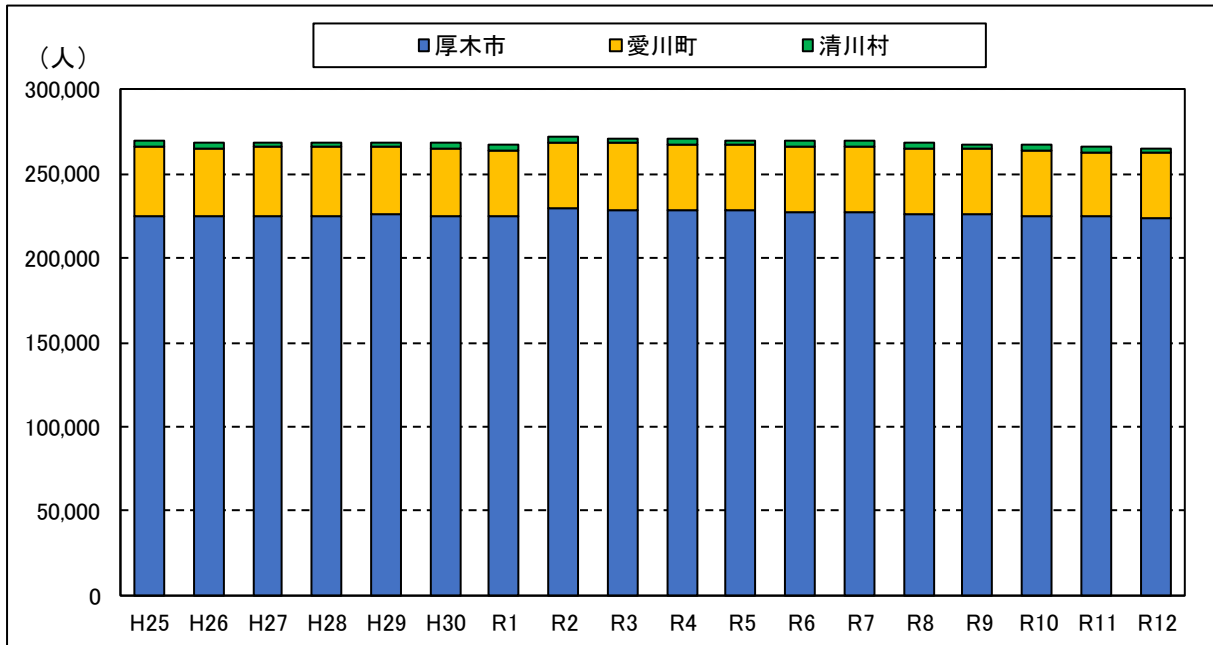
・ 添付資料 1	対象地域図-----	20
・ 添付資料 2	目標年度までの各年度の人口-----	21
・ 添付資料 3	目標年度までの各年度の事業所数-----	21
・ 添付資料 4	目標年度までの事業系生活系総排出量-----	22
・ 添付資料 5	目標年度までの 1 人当たりの排出量（原単位）-----	22
・ 添付資料 6	目標年度までの 1 事業所当たりの排出量（原単位）-----	23
・ 添付資料 7	目標年度までの総資源化量-----	23
・ 添付資料 8	目標年度までのエネルギー回収量（発電電力量）-----	24
・ 添付資料 9	目標年度までのエネルギー回収量（熱利用量）-----	24
・ 添付資料 10	目標年度までの最終処分量-----	25
・ 添付資料 11	地域内の施設の現況と予定（位置図、浄化槽整備区域図）--	26
・ 添付資料 12	廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ-----	30
・ 添付資料 13	生活排水処理人口の実績と予測-----	34
・ 添付資料 14	浄化槽汚泥及びし尿量の実績と予測-----	34
・ 添付資料 15	污水衛生処理率の実績と推測-----	35
○ 様式 1	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1 -----	36
○ 様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2 -----	41
【参考資料様式 2】	事業番号 1 施設概要（エネルギー回収施設系）-----	43
【参考資料様式 1】	事業番号 2 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）-----	44
【参考資料様式 7】	施設概要（浄化槽系）-----	45
【参考資料様式 8】	計画支援概要-----	47

添付資料1 対象地域図



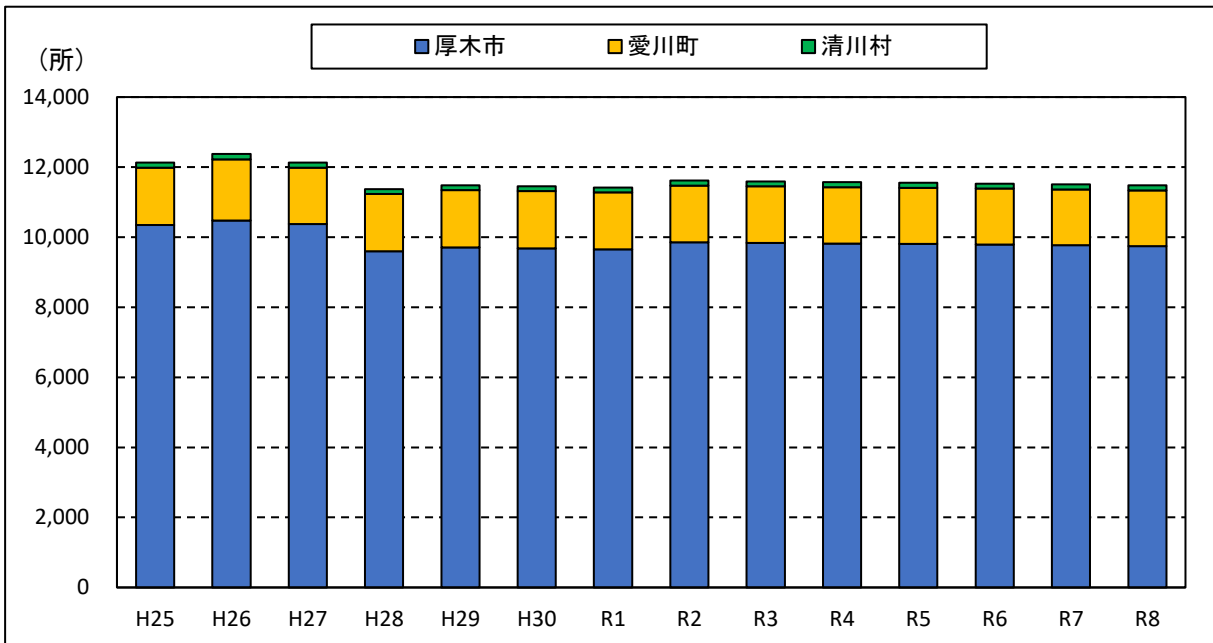
添付資料 2 目標年度までの各年度の人口

構成市町村の目標年度までの人口実績及び予測を次のグラフに示す。



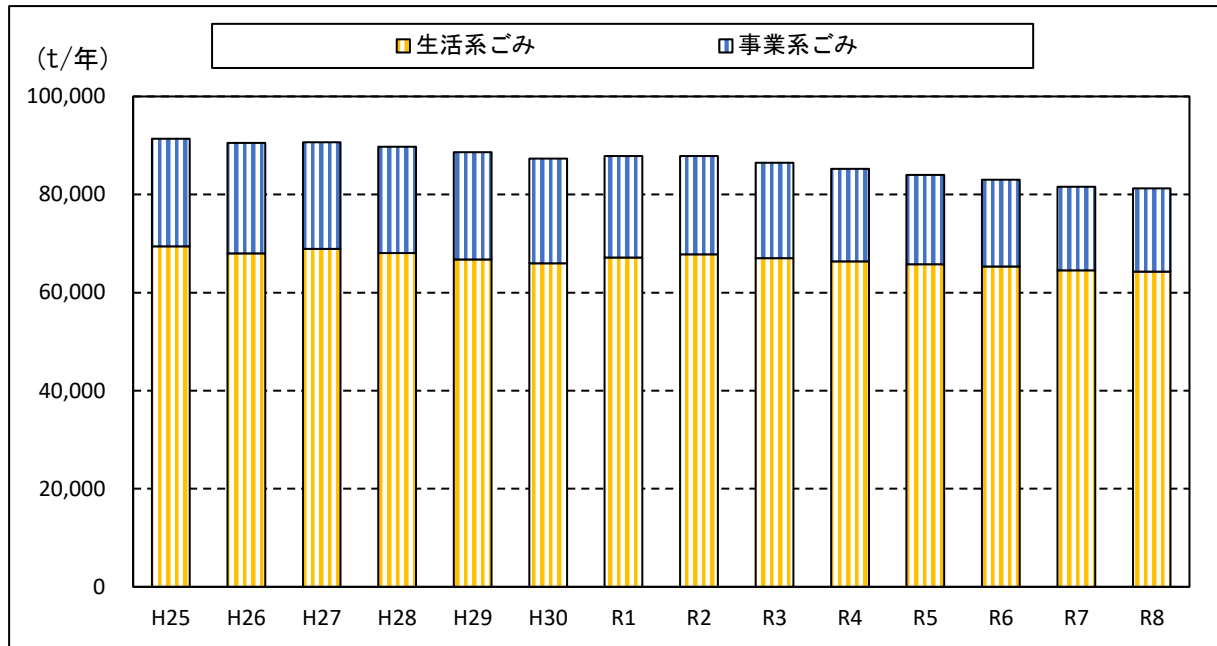
添付資料 3 目標年度までの各年度の事業所数

構成市町村の目標年度までの各年度の事業所数実績及び予測を次のグラフに示す。



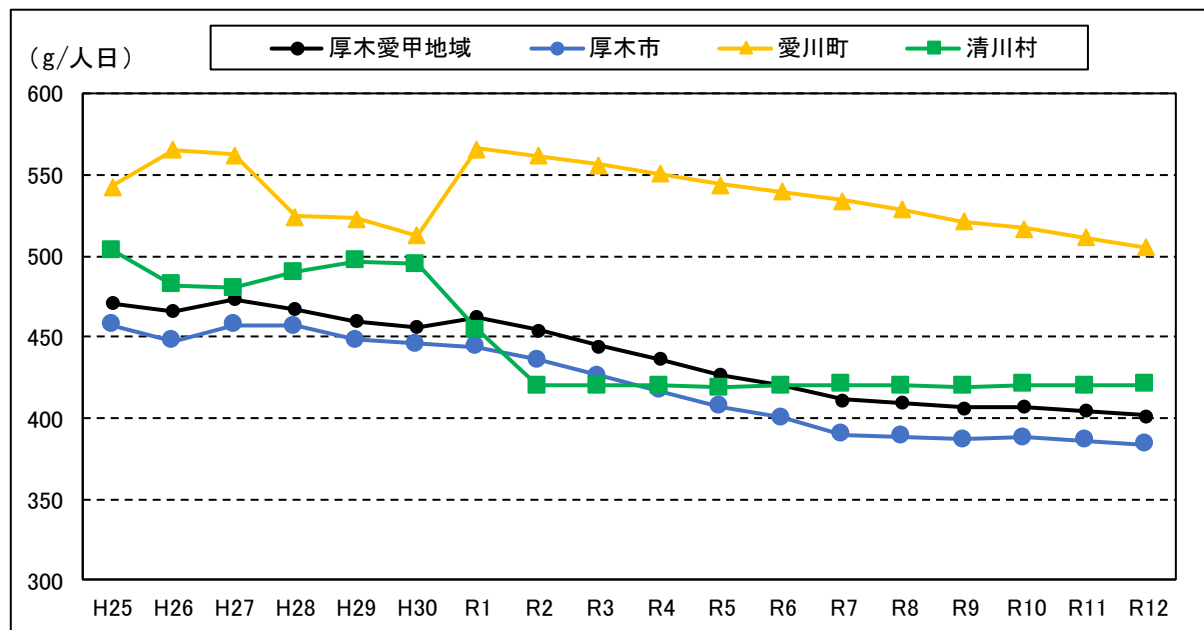
添付資料4 目標年度までの事業系生活系総排出量

構成市町村の事業系生活系総排出量の実績及び予測を次のグラフに示す。



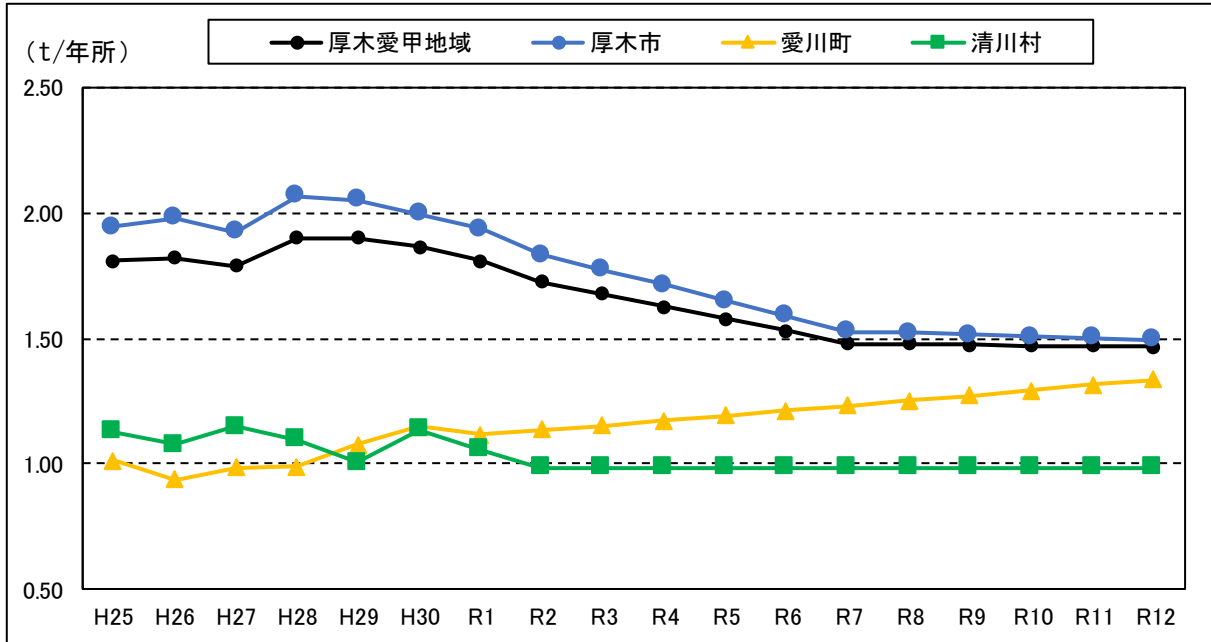
添付資料5 目標年度までの1人当たりの排出量（原単位）

構成市町村及び厚木愛甲地域の目標年度までの1人当たりの排出量（原単位）の実績及び予測を次のグラフに示す。



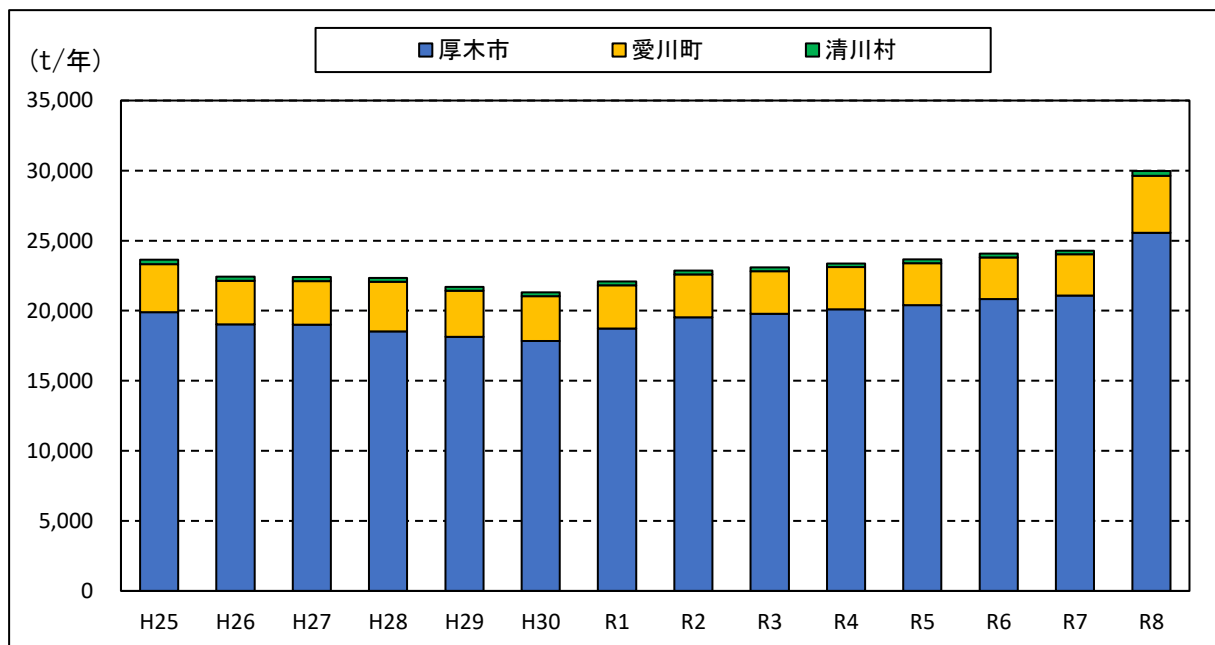
添付資料 6 目標年度までの1事業所当たりの排出量（原単位）

構成市町村及び厚木愛甲地域の目標年度までの1事業所当たりの排出量(原単位)の実績及び予測を次のグラフに示す。



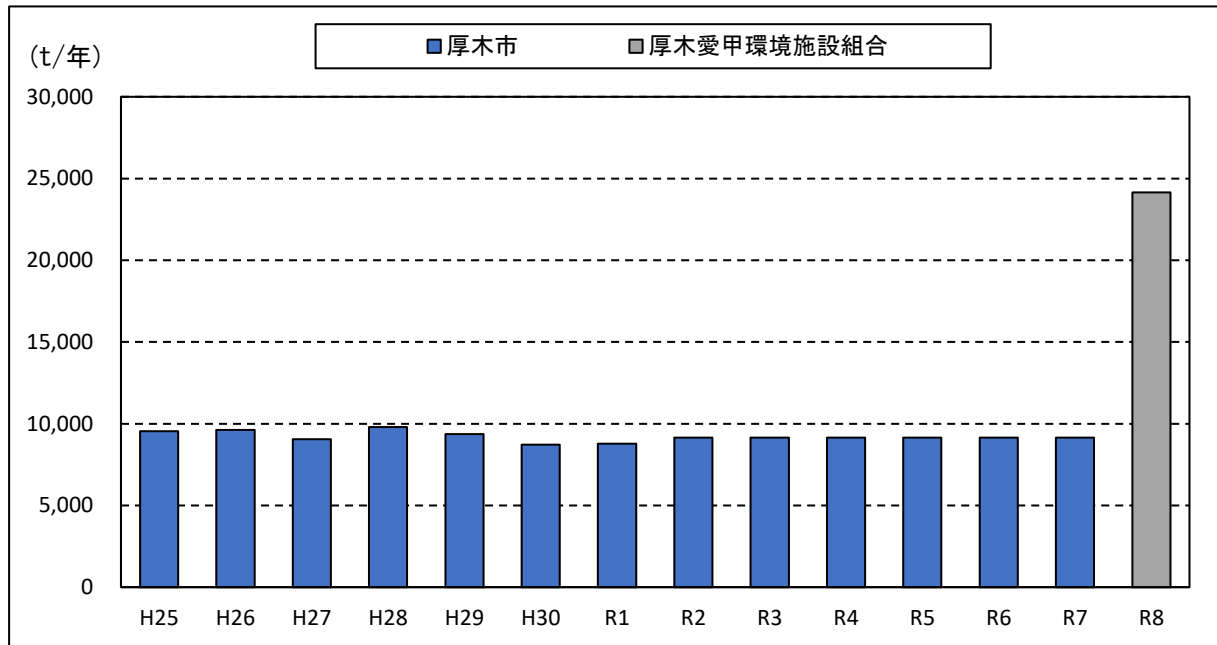
添付資料 7 目標年度までの総資源化量

構成市町村の目標年度までの総資源化量の実績及び予測を次のグラフに示す。



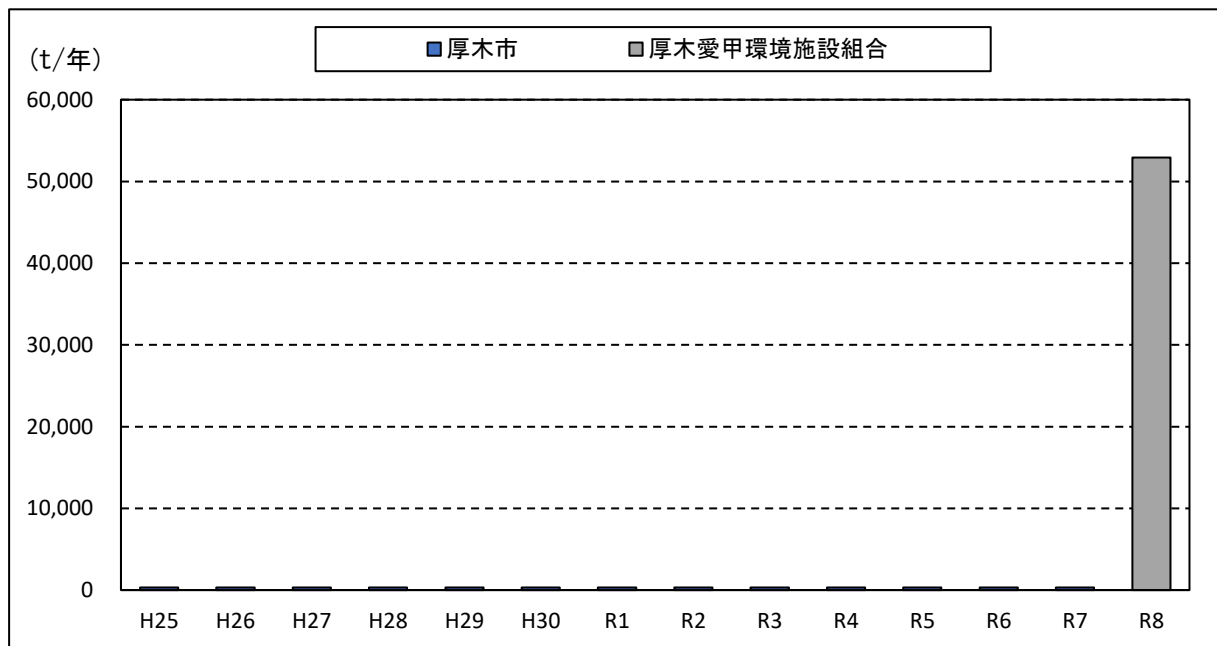
添付資料 8 目標年度までのエネルギー回収量（発電電力量）

構成市町村及び厚木愛甲地域の目標年度までのエネルギー回収量（発電電力量）の実績及び予測を次のグラフに示す。



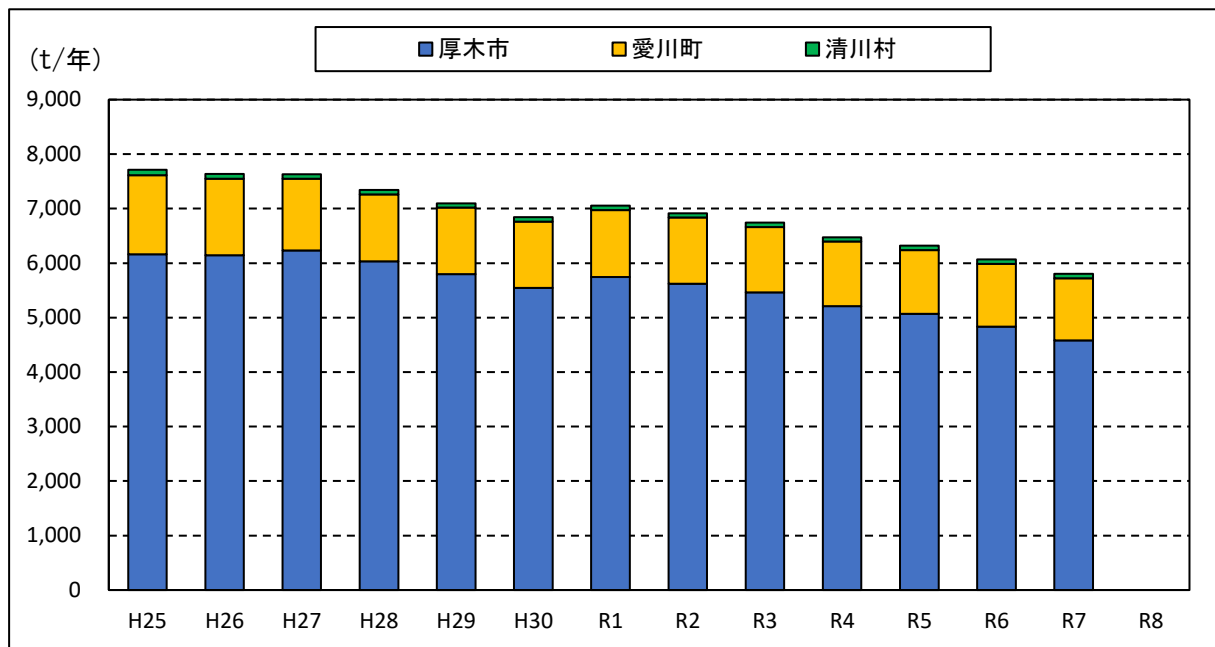
添付資料 9 目標年度までのエネルギー回収量（熱利用量）

構成市町村及び厚木愛甲地域の目標年度までのエネルギー回収量（熱利用量）の実績及び予測を次のグラフに示す。



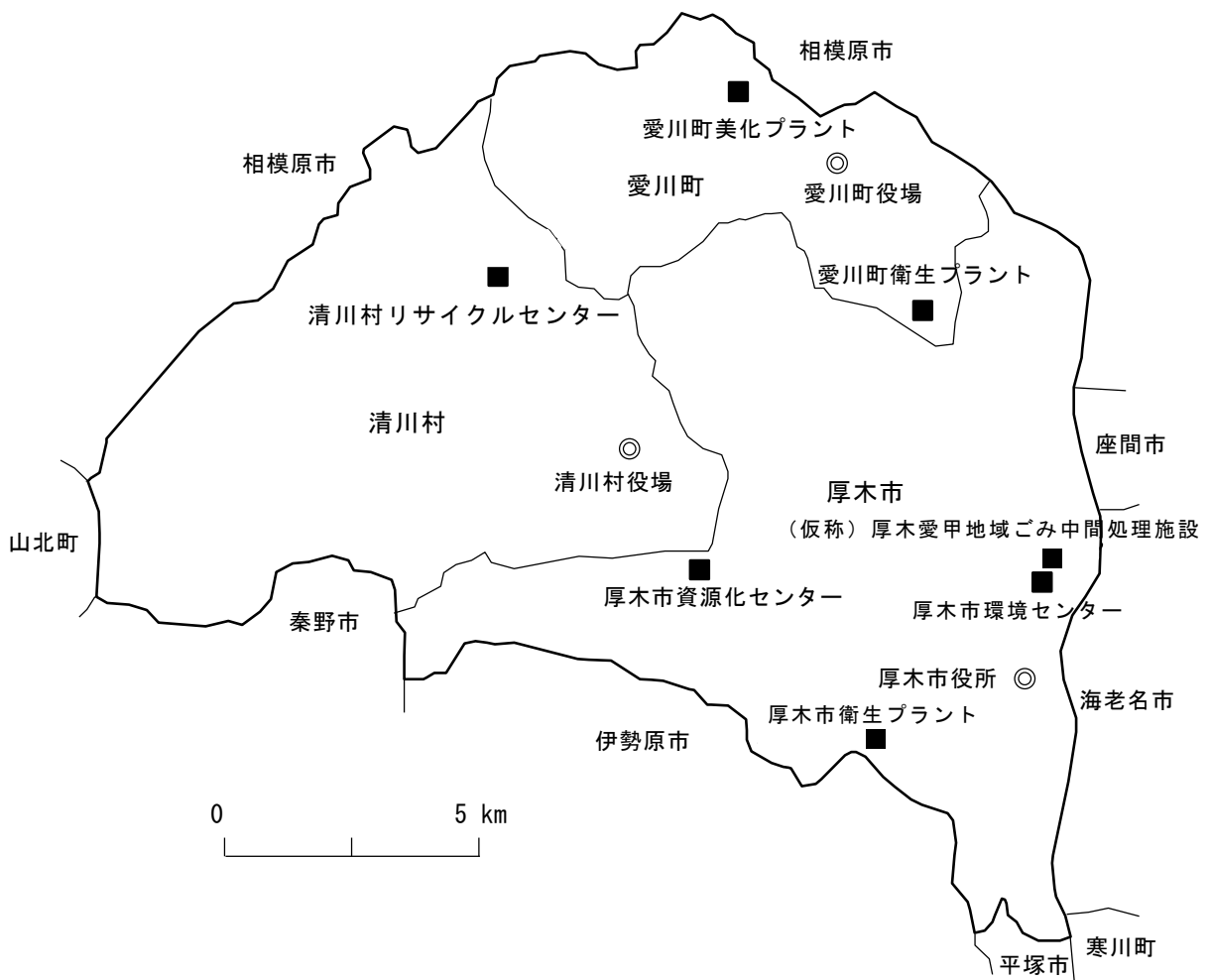
添付資料 10 目標年度までの最終処分量

構成市町村の最終処分量の実績及び予測を次のグラフに示す。

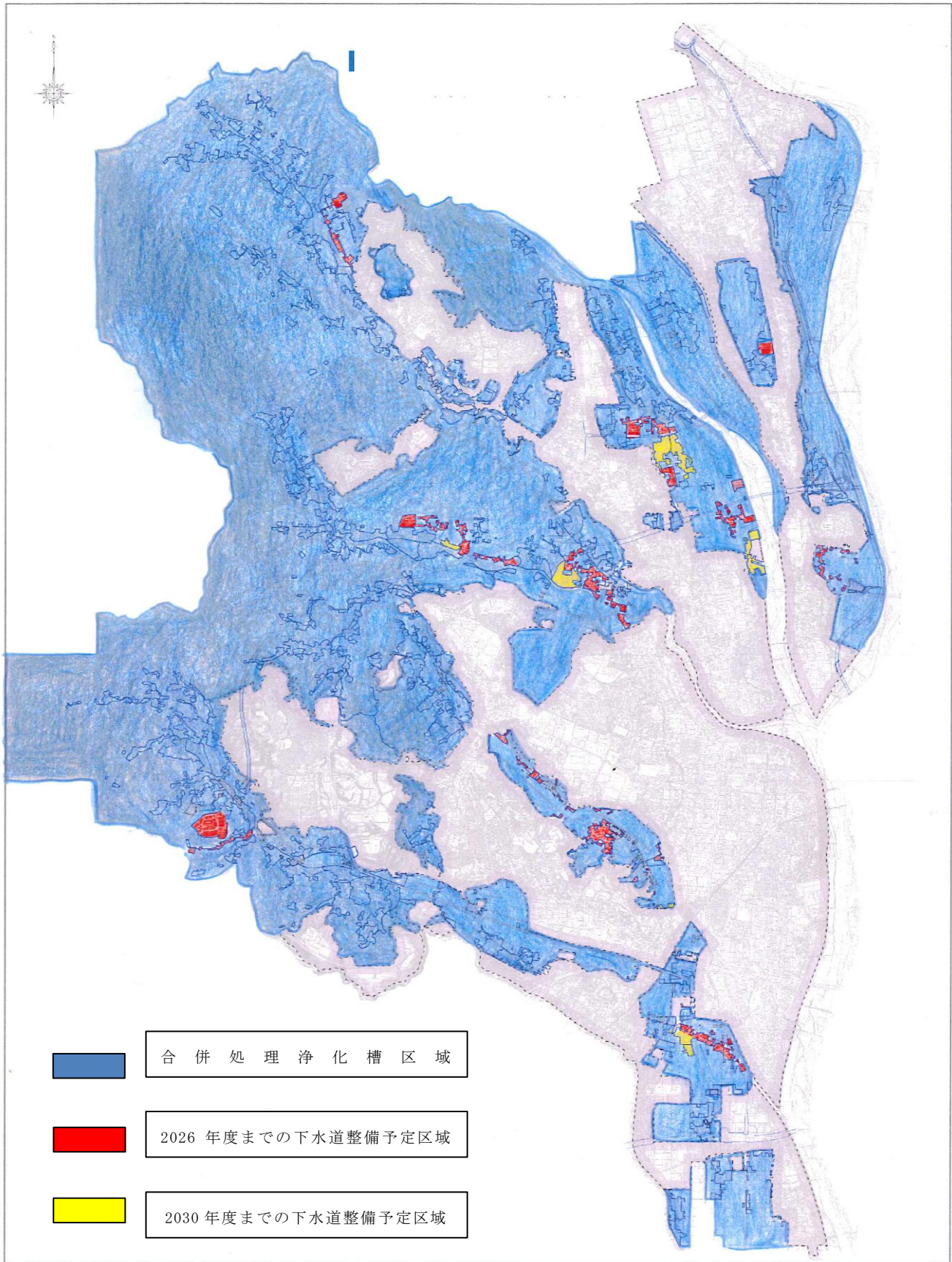


添付資料 11 地域内の施設の現況と予定

(1) 位置図

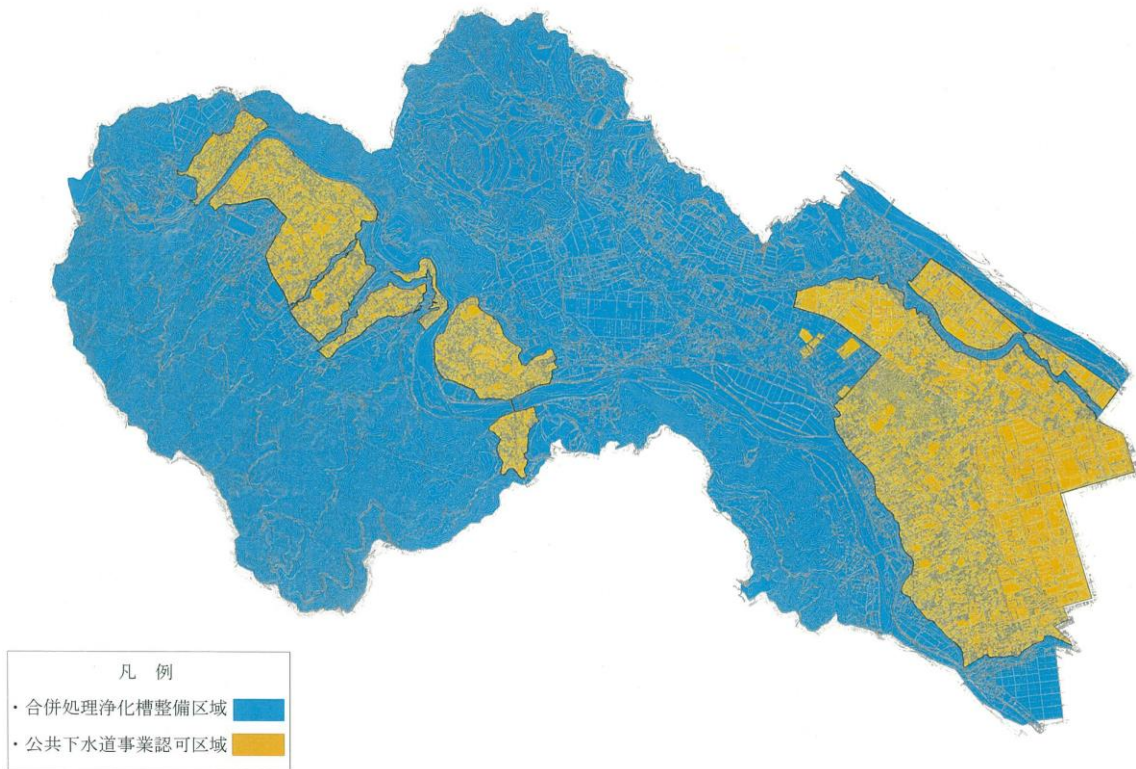


(2) 合併処理浄化槽整備区域図 (厚木市)

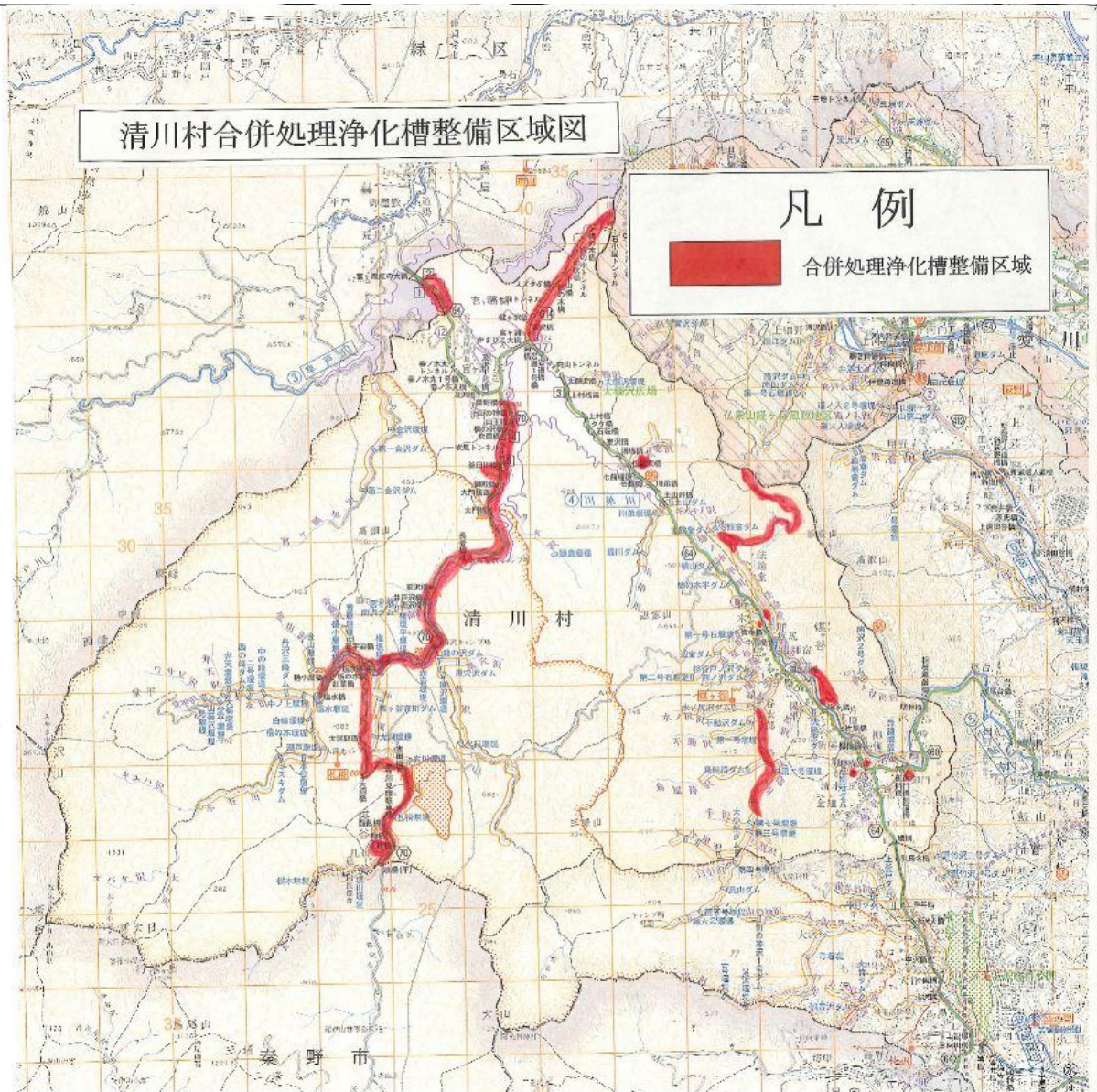


(3) 合併処理浄化槽整備区域図 (愛川町)

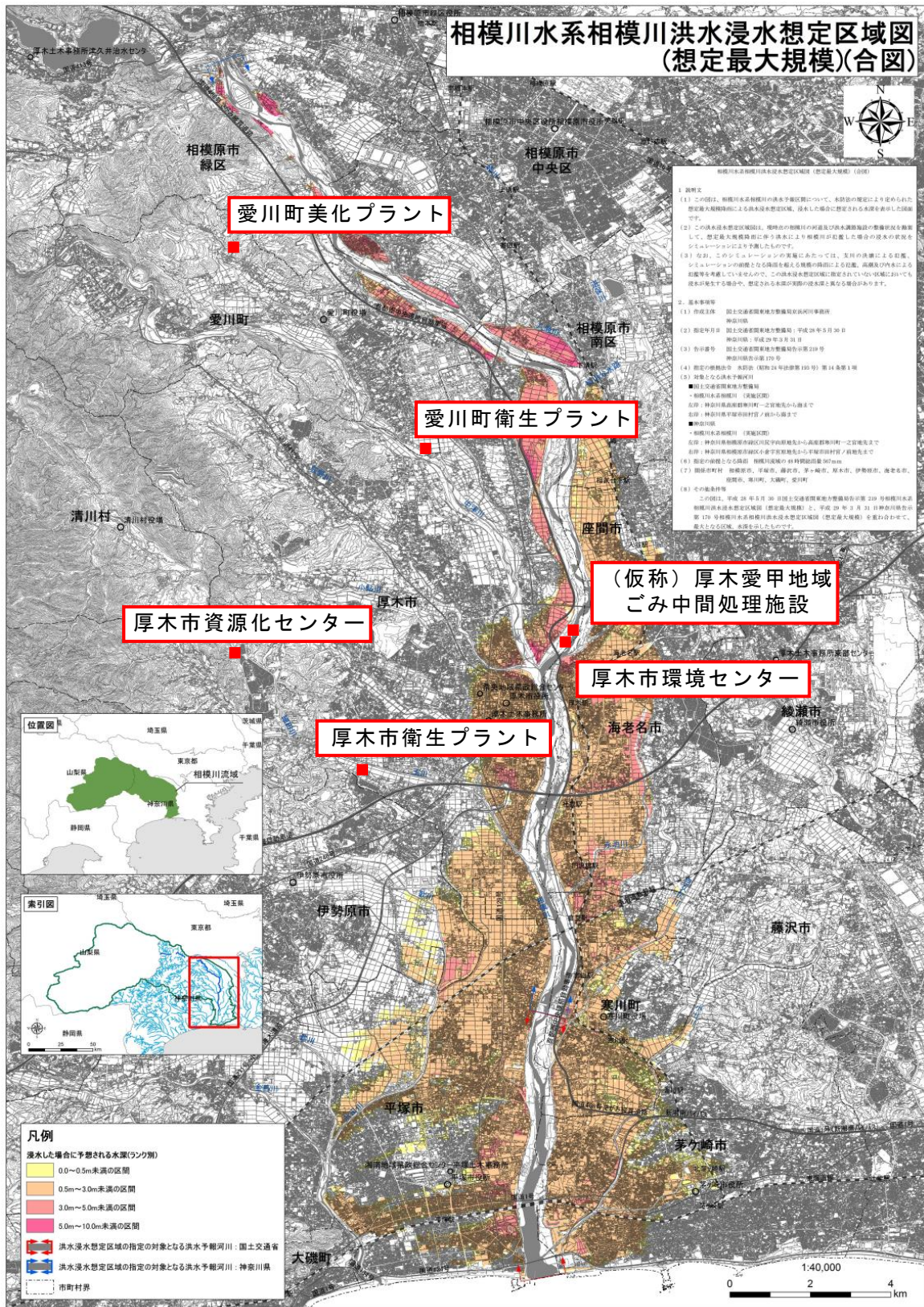
愛川町合併処理浄化槽整備区域図



(4) 合併処理浄化槽整備区域図 (清川村)

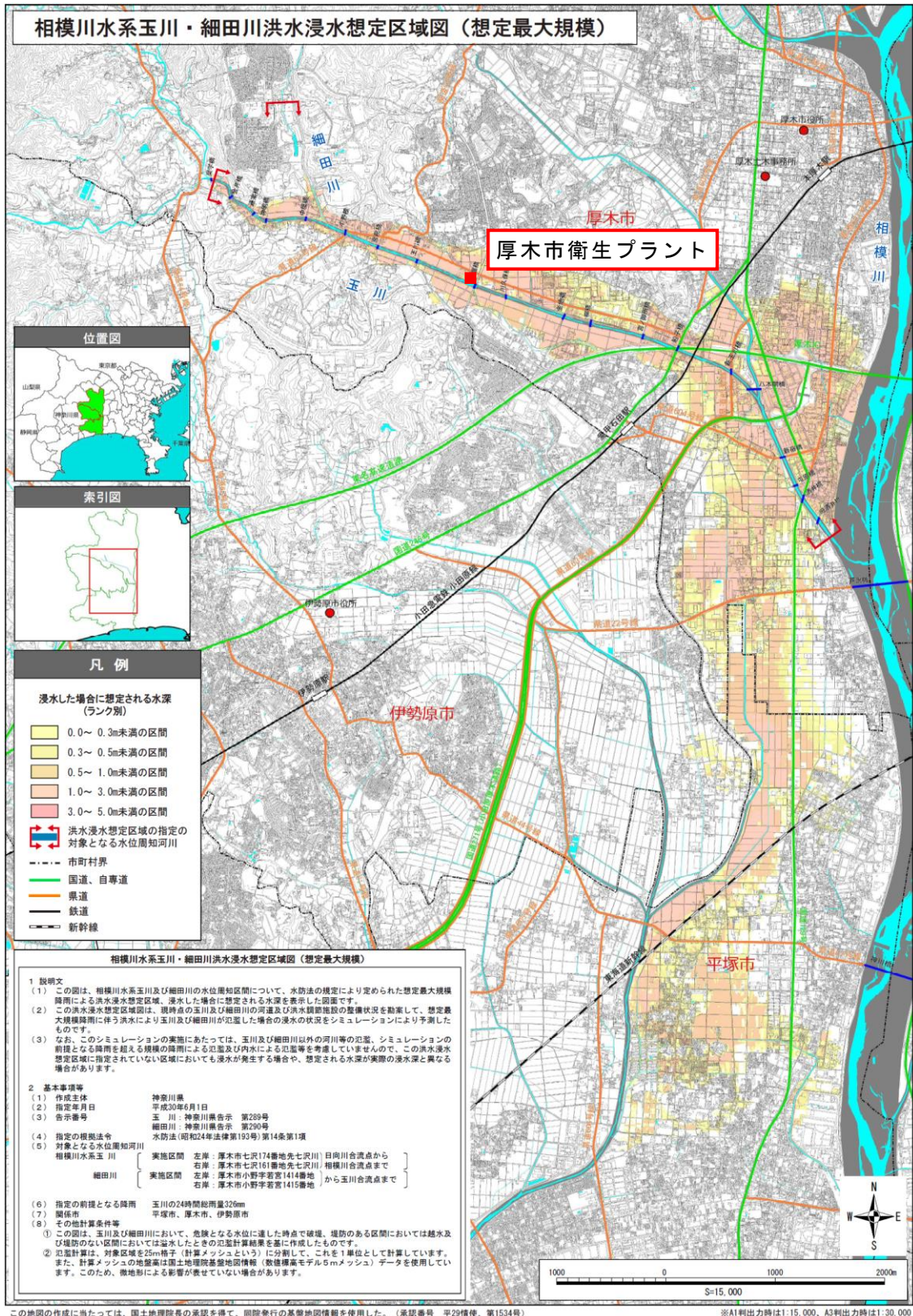


添付資料 12 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ
 (1) 洪水浸水想定区域図 (相模川)



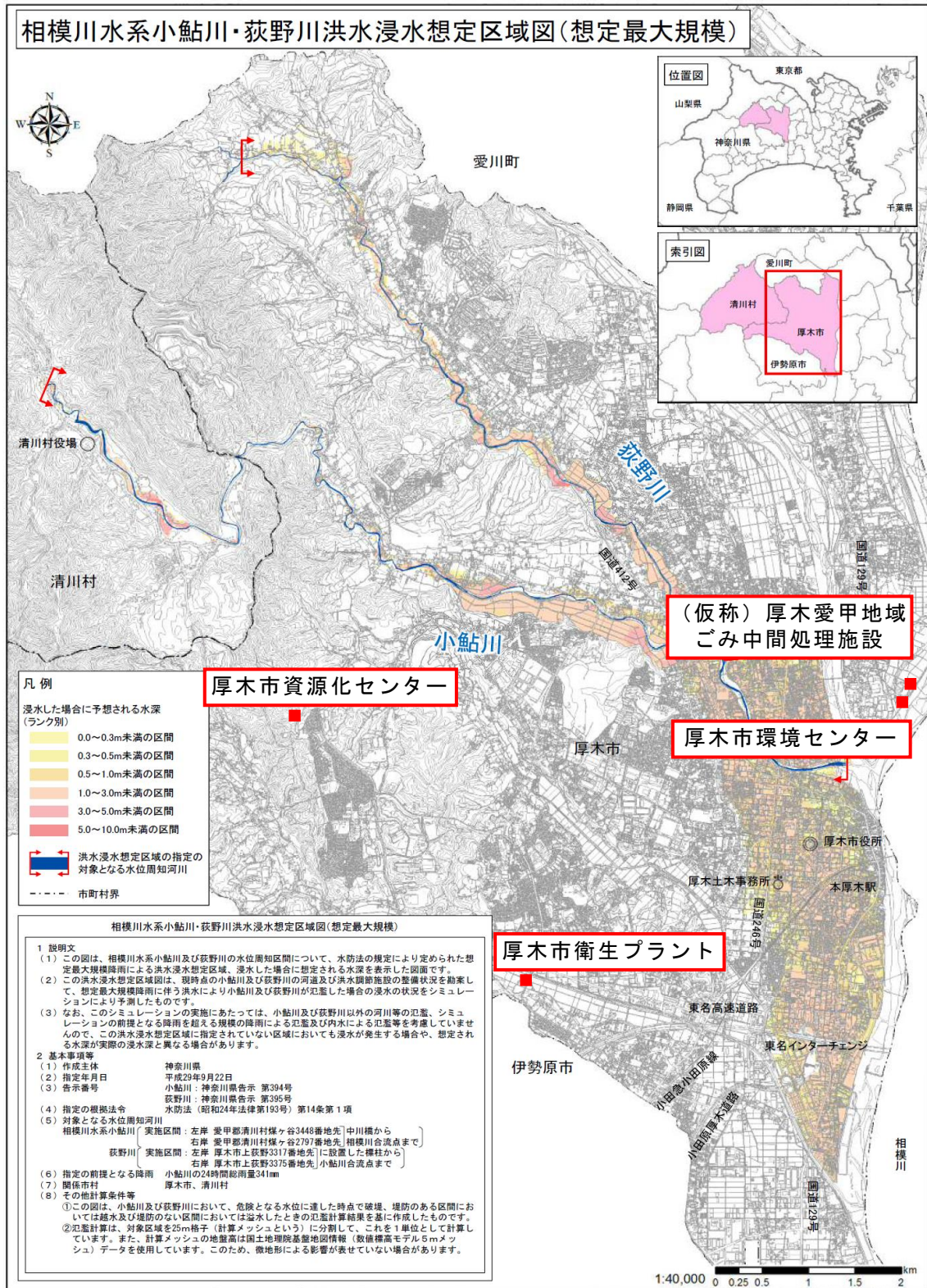
出典：神奈川県 河川の氾濫による洪水浸水想定区域図 (相模川水系相模川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (合図) (平成 29 年 3 月 31 日 公表))

(2) 洪水浸水想定区域図（玉川・細田川）



出典：神奈川県 河川の氾濫による洪水浸水想定区域図（相模川水系玉川・細田川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成30年6月1日 神奈川県告示第289号、平成30年6月1日 神奈川県告示第290号）

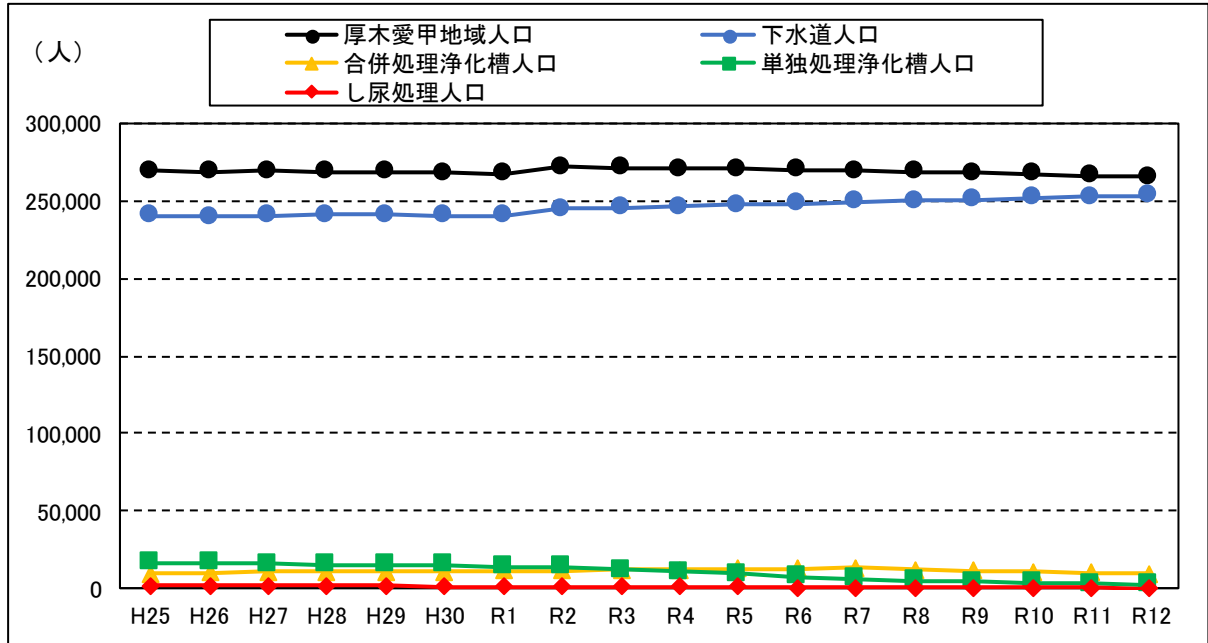
(4) 洪水浸水想定区域図（小鮎川・荻野川）



出典：神奈川県 河川の氾濫による洪水浸水想定区域図（相模川水系小鮎川・荻野川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成29年9月22日 神奈川県告示第394号、平成29年9月22日 神奈川県告示第395号）

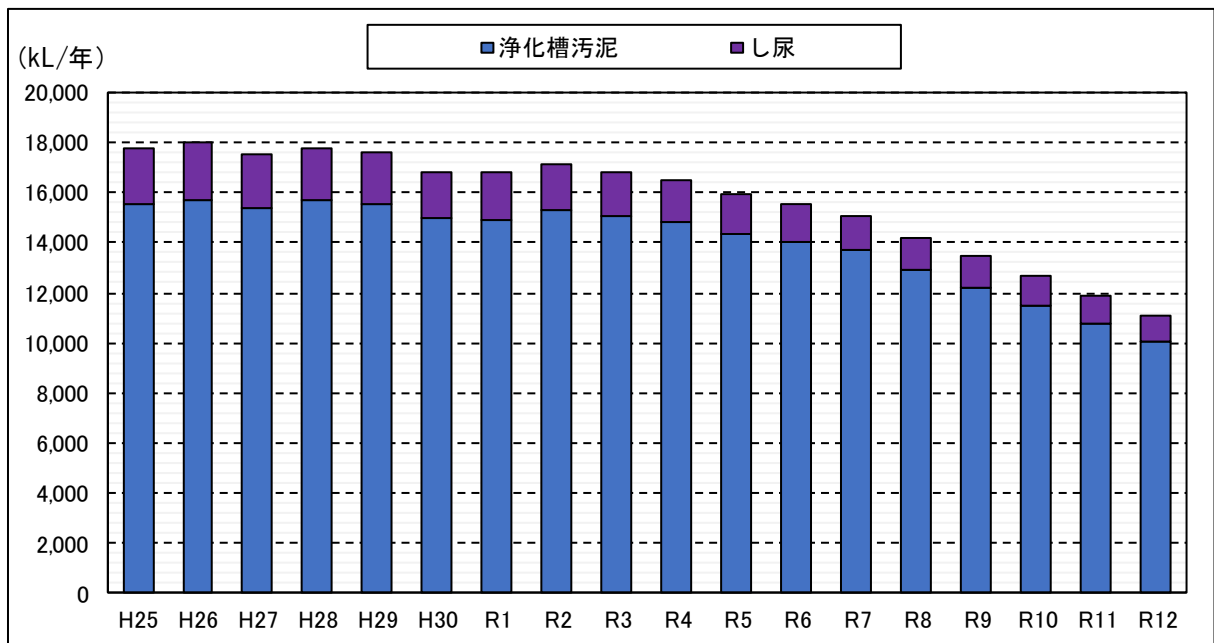
添付資料 13 生活排水処理人口の実績と予測

厚木愛甲地域の生活排水処理形態別人口の実績及び予測を次のグラフに示す。



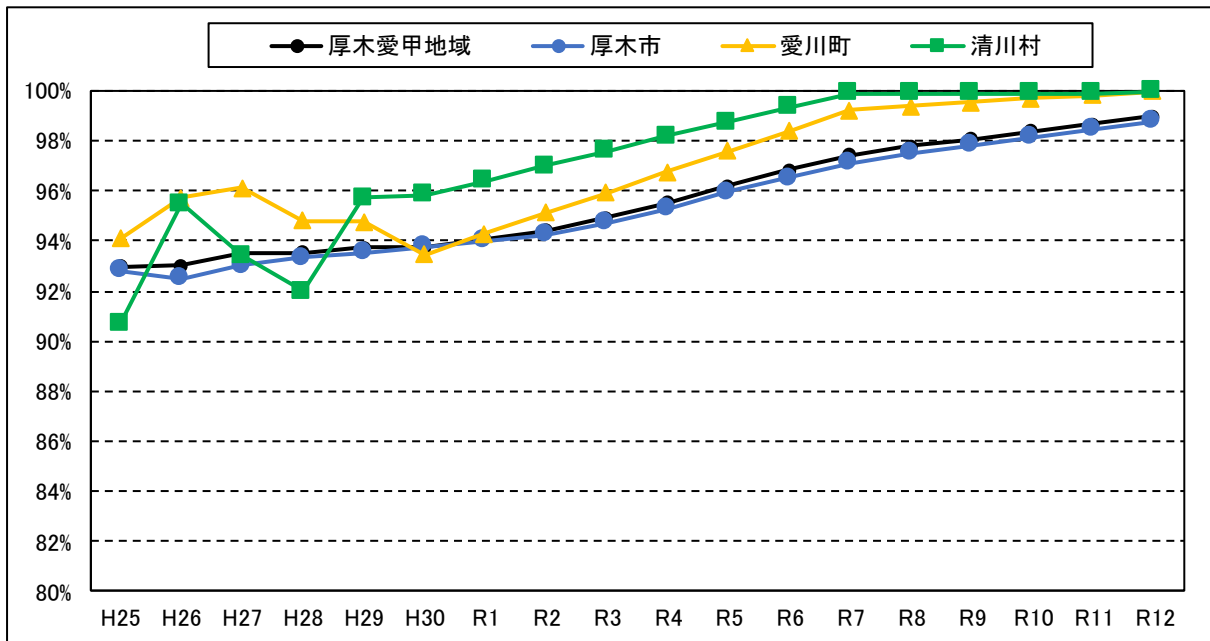
添付資料 14 浄化槽汚泥及びし尿量の実績と予測

厚木愛甲地域の浄化槽汚泥及びし尿処理量の実績及び予測を次のグラフに示す。



添付資料 15 汚水衛生処理率の実績と予測

構成市町村及び厚木愛甲地域の汚水衛生処理率の実績及び予測を次のグラフに示す。



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	厚木愛甲地域	(2) 地域内人口	268,119人	(3) 地域面積	199.36km ²
(4) 構成市町村等名	厚木市、愛川町、清川村、厚木愛甲環境施設組合	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：厚木市、愛川町、清川村 設立されていない場合、今後の見通し：		設立(予定)年月日：平成16年4月1日 (設立) 認可予定		

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和8年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	21,958	22,557	21,704	21,632	21,843	21,355	16,955 (H30比 -20.6%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.81	1.82	1.79	1.90	1.90	1.86	1.48 (H30比 -20.4%)
	生活系 総排出量(トン)	69,417	67,986	68,945	68,080	66,785	65,999	64,310 (H30比 -2.6%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	173.76	171.01	174.24	171.43	168.26	166.89	150.53 (H30比 -9.8%)
合計	事業系生活系の総排出量合計(トン)	91,375	90,543	90,649	89,712	88,628	87,354	81,265 (H30比 -7.0%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	11,762 (12.9%)	11,110 (12.3%)	10,841 (12.0%)	10,242 (11.4%)	10,004 (11.3%)	9,755 (11.2%)	18,401 (22.6%)
	総資源化量(トン)	23,641 (25.7%)	22,437 (24.6%)	22,402 (24.6%)	22,345 (24.7%)	21,703 (24.3%)	21,307 (24.3%)	29,975 (36.7%)
エネルギー回収量	(年間の発電電力量 MWh)	9,542	9,614	9,061	9,800	9,360	8,718	24,153
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	329	331	313	337	323	302	52,922
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	7,713 (8.4%)	7,639 (8.4%)	7,633 (8.4%)	7,344 (8.2%)	7,096 (8.0%)	6,844 (7.8%)	0 (0.0%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	厚木市環境センター	厚木市	全連・流動	327トン/日	S62.12	R 7.12廃止	未定	(浸水深3～5m)災害が発生し廃棄物が搬入できなくなった場合は県央8市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互協定や厚木市廃棄物処理業協同組合及び協同組合厚木市資源再生センターとの災害協定に基づき処理を依頼する。	
〃	愛川町美化プラント	愛川町	全連・流動	56トン/日	H 2. 4	H25. 3休止	未定	浸水の可能性なし。	
粗大ごみ処理施設	厚木市環境センター	厚木市	破砕	50トン/日	S62.12	R 7.12廃止	未定	(浸水深3～5m)災害が発生し廃棄物が搬入できなくなった場合は県央8市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互協定や厚木市廃棄物処理業協同組合及び協同組合厚木市資源再生センターとの災害協定に基づき処理を依頼する。	
〃	愛川町美化プラント	愛川町	併用	15トン/日	H 2. 4	R 7.12廃止	未定	浸水の可能性なし。	
リサイクルセンター	厚木市資源化センター	厚木市	選別・圧縮・梱包	28.8トン/日	H12.2	未定	未定	浸水の可能性なし。	
ストックヤード	清川村リサイクルセンター	清川村	ストックヤード	146㎡	H30.11	未定	未定	浸水の可能性なし。	
し尿処理施設	厚木市衛生プラント	厚木市	標準脱窒素処理方式	69kl	H9.11	未定	未定	(浸水深0.5～3m)作成している緊急時対応マニュアルに基づき対応する。また、災害発生により地下に水が流出した場合や受入槽の稼働が不能となった場合は、仮設ポンプ等を設置し、貯留槽や雑排水槽等を一時利用する。	
し尿処理施設	愛川町衛生プラント	愛川町	好気性消化処理(高負荷脱窒素)方式	37kl	S61.3	未定	未定	(浸水深0.5～3m)災害発生により地下に水が流出した場合や受入槽の稼働が不能となった場合は、仮設ポンプ等を設置し、貯留槽や雑排水槽等を一時利用する。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	(仮称)厚木愛甲地域ごみ中間処理施設	厚木愛甲環境施設組合	全連ストーカ	226トン/日	R 7.12	老朽化のため、広域化による更新を行う。	有 (厚木市環境センター、愛川町美化プラントのいずれか)	未定	(浸水深3～5m)施設整備予定地の敷地全体を隣接する道路より上の高さまで盛土を行い、計画地盤高がT.P.+25.50m以上になるように計画している。また、施設整備に当たっては、耐震対策や浸水対策を十分に行い、被災時にもごみ処理が可能な施設を計画している。	—	
粗大ごみ処理施設	(仮称)厚木愛甲地域ごみ中間処理施設	厚木愛甲環境施設組合	併用	12トン/日	R 7.12	老朽化のため、広域化による更新を行う。	有 (厚木市環境センター、愛川町美化プラントのいずれか)	未定	(浸水深3～5m)施設整備予定地の敷地全体を隣接する道路より上の高さまで盛土を行い、計画地盤高がT.P.+25.50m以上になるように計画している。また、施設整備に当たっては、耐震対策や浸水対策を十分に行い、被災時にもごみ処理が可能な施設を計画している。	—	

4-1 生活排水処理の現状と目標（厚木愛甲地域）

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 8 年度
総人口		269,217	268,783	269,073	268,896	268,836	268,119	268,608
公共下水道	汚水衛生処理人口	240,394	239,888	240,573	240,814	241,138	240,448	250,217
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	89.3%	89.2%	89.4%	89.6%	89.7%	89.7%	93.2%
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	9,896	10,127	10,969	10,739	10,866	10,913	12,483
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.7%	3.8%	4.1%	4.0%	4.0%	4.0%	4.6%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	18,927	18,768	17,531	17,343	16,832	16,758	5,908

4-2 生活排水処理の現状と目標（厚木市）

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 8 年度
総人口		224,954	225,166	225,503	225,541	225,693	225,204	226,678
公共下水道	汚水衛生処理人口	200,405	199,722	200,310	201,465	201,993	201,984	211,830
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	89.1%	88.7%	88.8%	89.3%	89.5%	89.7%	93.4%
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	8,356	8,556	9,445	9,068	9,095	9,195	9,182
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.7%	3.8%	4.2%	4.0%	4.0%	4.1%	4.1%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	16,193	16,888	15,748	15,008	14,605	14,025	5,666

4-3 生活排水処理の現状と目標（愛川町）

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 8 年度
総人口		40,954	40,350	40,356	40,167	40,010	39,772	38,724
公共下水道	汚水衛生処理人口	37,055	37,115	37,261	36,416	36,223	35,524	35,239
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	90.5%	92.0%	92.3%	90.7%	90.5%	89.3%	91.0%
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	1,474	1,502	1,524	1,671	1,694	1,646	3,246
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.6%	3.7%	3.8%	4.2%	4.2%	4.1%	8.4%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	2,425	1,733	1,571	2,080	2,093	2,602	239

4-4 生活排水処理の現状と目標（清川村）

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 8 年度
総人口		3,309	3,267	3,214	3,188	3,133	3,143	3,206
公共下水道	汚水衛生処理人口	2,934	3,051	3,002	2,933	2,922	2,940	3,148
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	88.7%	93.4%	93.4%	92.0%	93.3%	93.5%	98.2%
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	66	69	0	0	77	72	55
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2.0%	2.1%	0.0%	0.0%	2.5%	2.3%	1.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	309	147	212	255	134	131	3

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	厚木市	2,503	6,580	H元.4	370	2,327	R8	
	愛川町	470	1,573	H2.4	23	153	R8	
	清川村			H12.12			R8	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 ※5		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
				開始	終了	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年				
○高効率ごみ発電施設に関する事業							20,740,803	166,327	1,355,795	3,680,707	10,569,910	4,968,064	15,806,152	0	593,922	1,876,364	9,288,963	4,046,903	
高効率ごみ発電施設整備事業	交付率1/2 交付率1/3	1 組合	226 t/日	R3	R7		9,507,300	0	0	0	6,922,190	2,585,110	9,507,300	0	0	0	6,922,190	2,585,110	厚木市、愛川町、清川村 令和2年度から令和7年度 まで
○マテリアルリサイクル推進施設に関する事業							4,135,521	66,222	474,684	1,187,884	1,647,104	759,627	2,095,020	0	177,421	472,822	1,149,056	295,721	
マテリアルリサイクル推進施設整備事業		2 組合	12 t/日	R3	R7		4,135,521	66,222	474,684	1,187,884	1,647,104	759,627	2,095,020	0	177,421	472,822	1,149,056	295,721	厚木市、愛川町、清川村 令和2年度から令和7年度 まで
○浄化槽に関する事業							410,648	77,916	81,563	83,723	83,723	83,723	290,466	52,538	57,862	60,022	60,022	60,022	
浄化槽設置整備		3 厚木市	370 基	R3	R7		391,990	75,668	77,573	79,583	79,583	79,583	271,808	50,290	53,872	55,882	55,882	55,882	
浄化槽設置整備		3 愛川町	23 基	R3	R7		18,658	2,248	3,990	4,140	4,140	4,140	18,658	2,248	3,990	4,140	4,140	4,140	
○施設整備に関する計画支援事業							10,410	10,410	0	0	0	0	7,920	7,920	0	0	0	0	
高効率ごみ発電施設計画支援事業		1 組合		R3	R3		9,266	9,266	0	0	0	0	7,128	7,128	0	0	0	0	厚木市、愛川町、清川村 令和2年度から令和3年度 まで
マテリアルリサイクル推進施設計画支援事業		2 組合		R3	R3		1,144	1,144	0	0	0	0	792	792	0	0	0	0	厚木市、愛川町、清川村 令和2年度から令和3年度 まで
合計							25,297,382	320,875	1,912,042	4,952,314	12,300,737	5,811,414	18,199,558	60,458	829,205	2,409,208	10,498,041	4,402,646	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。

※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。

※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

(参考) 第5次循環型社会形成推進地域計画の概要 (金額は概算であり、未確定。また、事業内容も変更の可能性がある)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模		事業期間		総事業費(千円)			交付対象事業費(千円)			備考	
			単位		開始	終了	第4次計画 R3~R7	第5次計画 R8~R12		第4次計画 R3~R7	第5次計画 R8~R12			
○高効率ごみ発電施設に関する事業								20,740,803	20,740,803	0	15,806,152	15,806,152	0	厚木市 愛川町 清川村
高効率ごみ発電施設 整備事業	1	組合	226	t/日	R3	R7	9,507,300	9,507,300	0	9,507,300	9,507,300	0		
							11,233,503	11,233,503	0	6,298,852	6,298,852	0		
○マテリアルリサイクル推進施設に関する事業								4,135,521	4,135,521	0	2,095,020	2,095,020	0	厚木市 愛川町 清川村
マテリアルリサイクル推進施設整備事業	2	組合	12	t/日	R3	R7	4,135,521	4,135,521	0	2,095,020	2,095,020	0		
○浄化槽に関する事業								829,263	410,648	418,615	590,576	290,466	300,110	第5次計画は 未定(金額は 参考)
浄化槽設置整備	3	厚木市	未定	基	R8	R12	789,905	391,990	397,915	551,218	271,808	279,410		
浄化槽設置整備	3	愛川町	未定	基	R8	R12	39,358	18,658	20,700	39,358	18,658	20,700		
○施設整備に関する計画支援事業								10,410	10,410	0	7,920	7,920	0	厚木市 愛川町 清川村
高効率ごみ発電施設計画支援事業	1	組合			R3	R3	9,266	9,266	0	7,128	7,128	0		
マテリアルリサイクル 推進施設計画支援事業	2	組合			R3	R3	1,144	1,144	0	792	792	0		
合計								25,715,997	25,297,382	418,615	18,499,668	18,199,558	300,110	

事業番号ー 1 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	厚木愛甲環境施設組合
(2) 施設名称	ごみ中間処理施設（高効率ごみ発電施設）
(3) 工期	令和3年度～令和7年度 （全体 令和2年度～令和7年度）
(4) 施設規模	処理能力 226 t / 日（113 t / 日 × 2 炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続焼却式 ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> （発電効率 17%以上） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> （熱利用率 15%以上） ・ 無
(7) 地域計画内の役割 ※ 1	3Rを推進した上で、残る可燃物を焼却することにより、エネルギー回収し高効率発電を行う。
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	kWh / ごみ t
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 総事業計画額 ※ 2	20,740,803千円（全体：22,278,952千円） うち交付対象事業費15,806,152千円（全体：16,003,228千円）
-----------------	---

※ 1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※ 2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

事業番号－2 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	厚木愛甲環境施設組合
(2) 施設名称	ごみ中間処理施設（マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設（破碎・資源選別）））
(3) 工期	令和3年度～令和7年度 （全体 令和2年度～令和7年度）
(4) 施設規模	処理能力 12t/日
(5) 処理方式	破碎・選別・圧縮
(6) 地域計画内の役割 ※1	処理を集約し、資源化を進めるとともに、資源とならないごみを減らす。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	鉄類、アルミ類、可燃残渣、不燃残渣等のストックヤード
--------------	----------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<p>①分別収集回収拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 <p>②小規模ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 ・ストック対象物 <p>③簡易プレス機の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 <p>④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入台数（積載量） ・運行計画
----------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 総事業計画額 ※2	4,135,521千円（全体：4,306,426千円） うち交付対象事業費2,095,020千円（全体：2,116,917千円）
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的整備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	厚木市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による河川の水質汚濁防止のため、市内に現存する単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。
(4) 事業期間	令和3年度～令和7年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 <u>その他</u> 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 271,808 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (2,327人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	166基 (830人分)	53,572	98,040	53,572
6～7人槽	181基 (1,267人分)	73,140	141,140	73,140
8～10人槽	23基 (230人分)	10,966	18,680	10,966
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	334基	100,200	100,200	100,200
撤去費	310基	33,930	33,930	33,930
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費 (長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び 管理適正化推進費			
合計	370基 (2,327人分) ※基数の合計には、宅内 配管費、撤去費、改築費 を除く。	271,808	391,990	271,808

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(2) 事業主体名	愛川町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を推進するため、既存の単独浄化槽から転換する者で、浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行い受理された合併処理浄化槽の設置者に対して補助金を交付するもの
(4) 事業期間	令和3年度～令和7年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 18,658 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (170人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	10基 (50人分)	3,320	3,320	3,320
6～7人槽	9基 (63人分)	3,726	3,726	3,726
8～10人槽	4基 (40人分)	2,192	2,192	2,192
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	23基	6,900	6,900	6,900
撤去費	23基	2,520	2,520	2,520
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費 (長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管 理適正化推進費			
合計	23基 (153人分) ※基数の合計には、宅 内配管費、撤去費、改築 費を除く。	18,658	18,658	18,658

計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	厚木愛甲環境施設組合
(2) 事業目的	ごみ中間処理施設整備のため（高効率ごみ発電施設）
(3) 事業名称	ごみ中間処理施設に係る整備運営事業者選定支援等業務 （高効率ごみ発電施設整備）
(4) 事業期間	令和3年度 （全体 令和2年度～令和3年度）
(5) 事業概要	要求水準書等作成、事業者選定支援
(6) 総事業計画 額 ※1	9,266千円（全体：29,438千円） うち、交付対象事業費7,128千円（全体：24,142千円）

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	厚木愛甲環境施設組合
(2) 事業目的	ごみ中間処理施設整備のため（マテリアルリサイクル推進施設整備）
(3) 事業名称	ごみ中間処理施設に係る整備運営事業者選定支援等業務 （マテリアルリサイクル推進施設整備）
(4) 事業期間	令和 3 年度 （全体 令和 2 年度～令和 3 年度）
(5) 事業概要	要求水準書等作成、事業者選定支援
(6) 総事業計画 額 ※ 1	1,144千円（全体：3,385千円） うち交付対象事業費792千円（全体：2,683千円）

※ 1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。